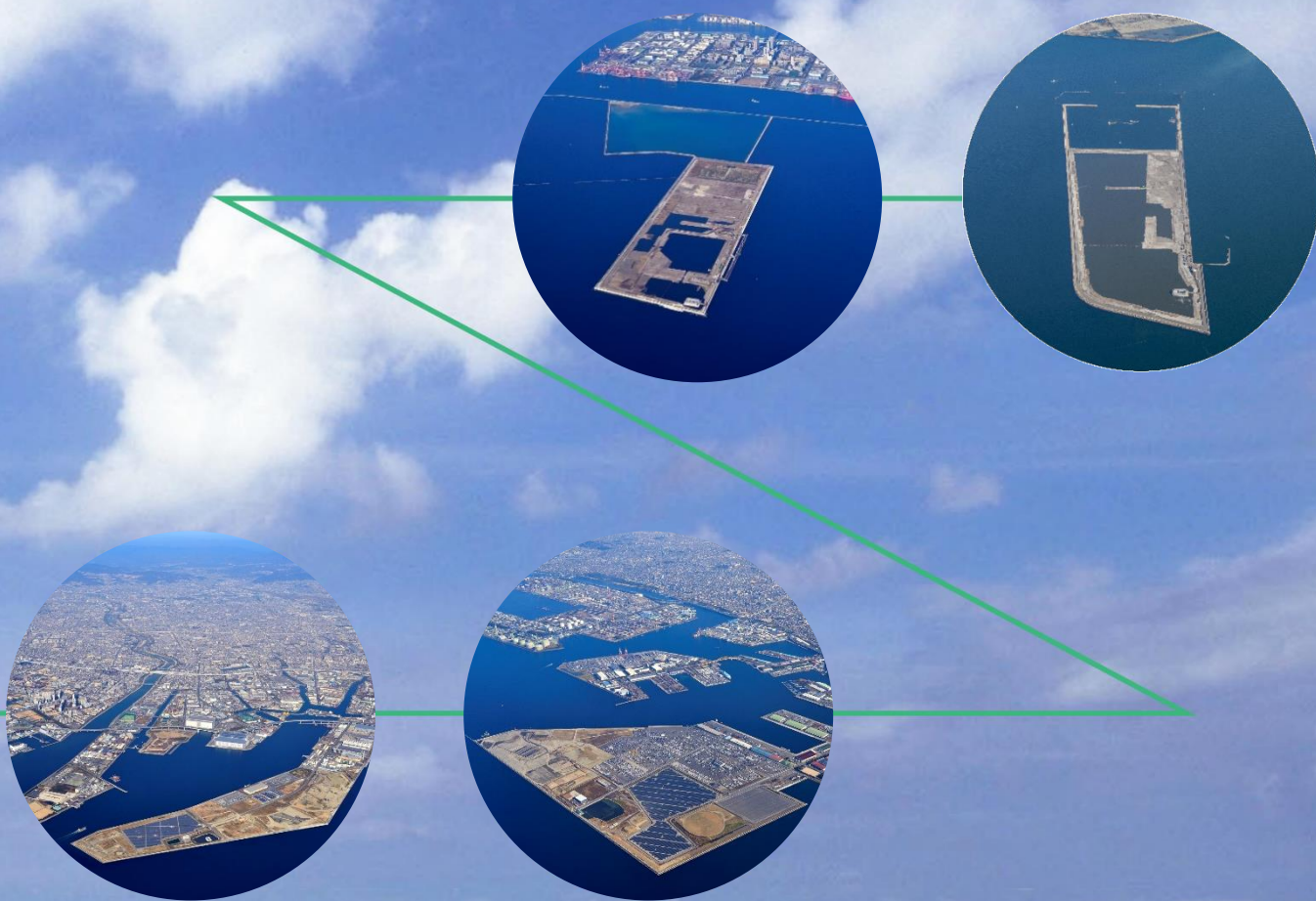


大阪湾広域臨海環境整備センター

環境報告書 2023



ごあいさつ

大阪湾広域臨海環境整備センターは、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、圏域の生活環境の保全を図るとともに、港湾の秩序ある整備により港湾機能の再編・拡充を図り、地域の発展に寄与することを目的として昭和 57 年に設立されました。以来、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、平成 2 年に尼崎沖、4 年に泉大津沖、13 年に神戸沖及び 21 年に大阪沖の 4 最終処分場を整備し、近畿 2 府 4 県 169 市町村、約 2,000 万人の圏域から発生する廃棄物の最終処分を行っています。

昨今、廃棄物処理を取り巻く社会情勢は大きく変化し、3R による循環型社会形成の推進、人と自然との共生の確保、地域社会との連携・協力といった視点も求められています。

このような背景を踏まえ、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、平成 20 年 3 月に策定した「環境管理計画」に基づいて、「環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していく」という方向性のもと、「循環型社会の形成に向けた取組」、「自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進」、「環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携」の 3 つを基本施策とし、5 年ごとにアクションプランを策定して環境保全に係る取組を推進してきました。

令和 4 年度は、第 3 次取組期間（平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月まで）の最終年度に当たっており、平成 30 年 3 月に策定したアクションプラン Step3 に掲げた目標の達成に向けて、取組項目の着実な実施に取り組みました。その結果、平成 18 年度に認証を取得した「エコアクション 21」及び平成 19 年度に策定した「前環境管理計画」において、目標以上の成果を達成することができました。

一方で、前計画の策定以降、SDGs※やカーボンニュートラルが新たな国際目標になる等、事業を取り巻く状況は大きく変化していますことから、新たに更なる環境保全対策を推進することを目的として、令和 5 年 3 月に「大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画 2030」を策定しました。本計画では、「地域社会・大阪湾との共生」を更に進展させるとともに、とりわけ脱炭素に係る取組を強化しカーボンニュートラルに挑戦することにより、SDGs の達成に貢献することを基本方針としています。

今後とも、新たな計画はもとより、様々な主体との連携・協力を図りながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

大阪湾広域臨海環境整備センター 理事長

服部 洋平



※ SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。

ごあいさつ	1
事業概要	3
持続可能な循環型社会をめざして	8
環境マネジメント	9
事業活動とマテリアルフロー	13
アクションプラン STEP3 の進捗状況	14
循環型社会の形成に向けた取組	17
ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進	17
地球温暖化防止対策の推進	18
周辺環境保全の強化	20
施設の適切な運転管理及び計画的な保全・更新	26
災害対応能力の強化	28
自然との共生をめざした	
大阪湾フェニックス事業の推進	29
海域環境の修復・再生	29
埋立地における自然環境の創造	31
環境コミュニケーションの推進による	
地域社会との連携	32
双方向のコミュニケーションの強化	32
環境啓発の推進と環境技術の普及	34
多様な主体との連携・協力の推進	36
資料編	38
環境管理計画（抜粋）	39
環境関連法規制等の遵守状況	47
環境管理計画 2030（日常業務編）に係る環境	
経営目標	48
取組項目の整理の内容	49
各取組項目の具体的内容	50
エコアクション 21 に係る代表者による	
全体評価と見直しの結果	51
各事業所の環境負荷関連データ	52
廃棄物埋立処分量実績	55
排水処理施設放流水水質	57
PRTR に係る排出物質 経年変化一覧表	61
地域活動団体、研究への助成事業実績	62
廃棄物受入基準	63

■編集方針

この報告書は、環境管理計画に基づき大阪湾広域臨海環境整備センターが実施している環境への取組について、港湾管理者をはじめ、関係団体や地域住民など、関係する全ての皆様にご報告することを目的として、作成したものです。

大阪湾フェニックス計画が与える環境への負荷、また、大阪湾フェニックス計画が循環型社会の受け皿としての使命を果たしていくうえで取り組んできた、様々な環境配慮活動やその成果について、写真や図表を使って紹介します。

■報告対象組織の範囲

大阪湾広域臨海環境整備センターが取り組んでいる事業を中心に、一部、建設事業等の委託業者の活動も含め報告しています。

■報告対象期間

各種データや取組の報告内容は、令和4年度（令和4年4月から令和5年3月）のものです。

■参考にしたガイドライン

環境省「環境報告書ガイドライン（2018年版）」

※本文中では、以下の略称を用いています。

大阪湾広域臨海環境整備センター
⇒大阪湾フェニックスセンター
大阪湾フェニックスセンターが実施する事業
⇒大阪湾フェニックス事業



大阪湾フェニックス事業のシンボルマーク。右側の楕円形は近畿2府4県の大阪湾圏域と大阪湾、小円形は大阪湾に浮かぶ人工島。中央の直線は、圏域から一大事業を投じるという意味を表しています。



大阪湾フェニックスセンターのマスコットキャラクター。伝説の不死鳥「フェニックス」をモチーフに親しみやすいキャラクターとして図案化。他の車両と区別するため、センターへの搬入車両の車体外部へのステッカー貼り付けを義務づけています。

事業概要

大阪湾フェニックスセンターは、近畿 2 府 4 県 169 市町村約 2,000 万人が住む地域から排出される廃棄物を適正に最終処分することにより、快適な都市環境を確保するとともに新たな大地を創造します。

■ 大阪湾フェニックス計画とは

毎日の暮らしや、様々な産業活動から排出される膨大な量の廃棄物。私たちは、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくため互いに力を合わせて、廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理による減量化及び適正な最終処分を行っていかねばなりません。

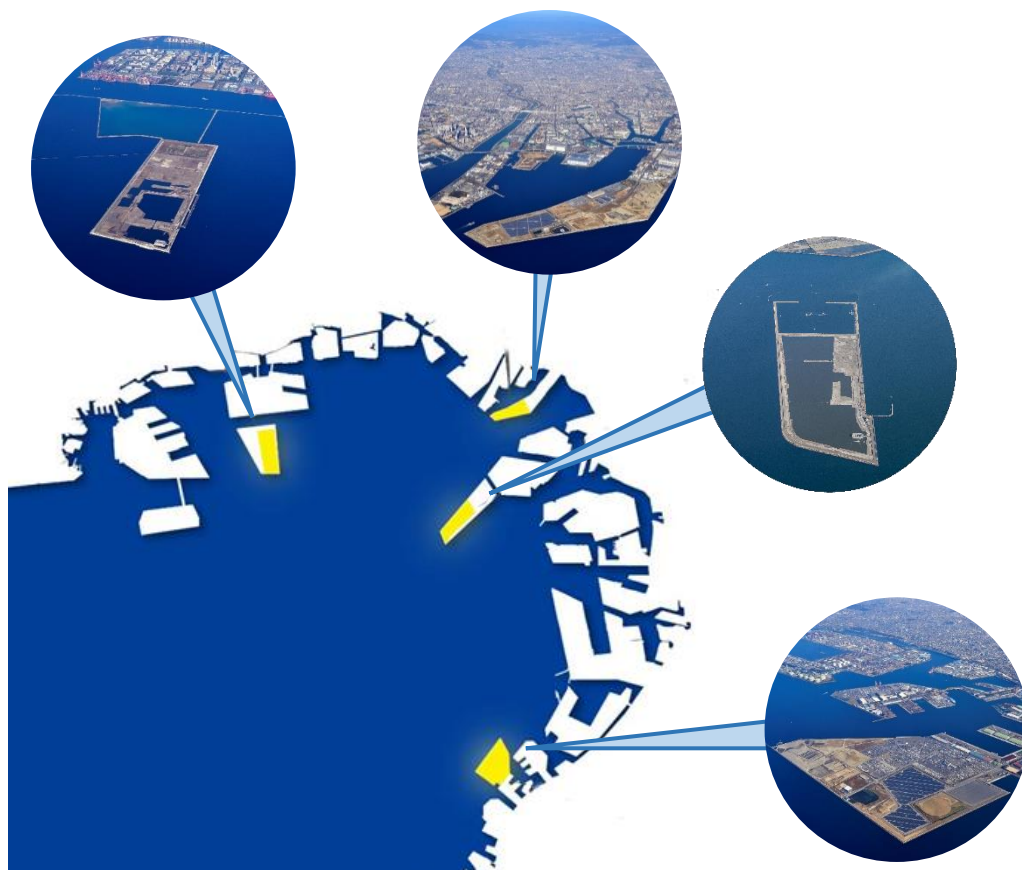
しかしながら、近畿圏の内陸部は土地利用が進み、最終処分場を確保することは、きわめて困難な状況にあります。

大阪湾フェニックス計画は、近畿圏の地方公共団体及び港湾管理者が出資し、大阪湾の埋立により、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行うとともに、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図るものです。

廃棄物の適正処理と都市の活性化という 2 つの社会的要請に応える大阪湾フェニックス計画は、快適な都市環境を守り新しい大地を造る画期的な事業です。

大阪湾フェニックス計画の目的

1. 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に埋立処分し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
2. 埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備をし、地域の均衡ある発展に寄与すること。



大阪湾フェニックスセンターの概要

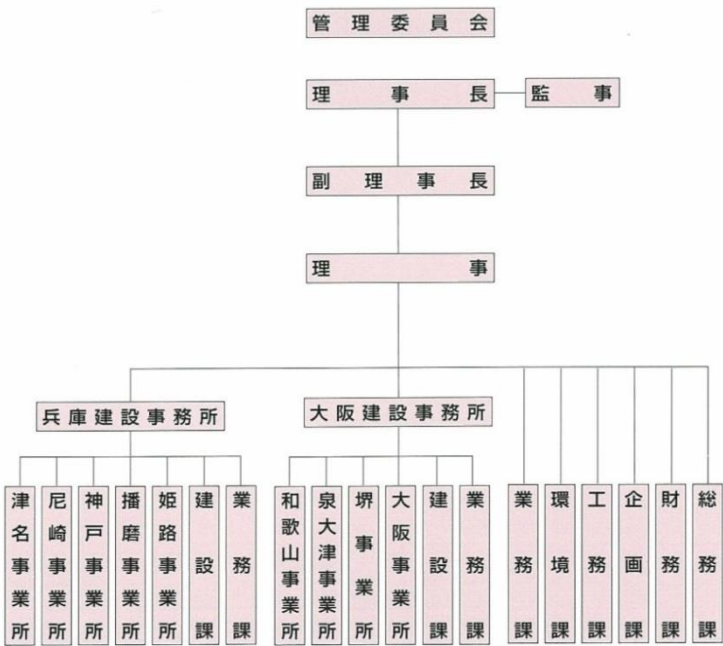
大阪湾フェニックスセンターは、広域臨海環境整備センター法のもと、大阪湾フェニックス計画を運営実施する団体として、地方公共団体・港湾管理者の共同出資により設立された法人です。

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
根拠法律	広域臨海環境整備センター法 (昭和 56 年法律第 76 号)
設立	昭和 57 年 3 月 1 日
理事長	服部 洋平
受入対象区域	近畿 2 府 4 県 169 市町村
広域処理場整備対象港湾	4 港湾
資本金	1 億 3,700 万円
出資団体	[地方公共団体 (175 団体)] うち府県 (6 団体) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 うち市町村 (169 団体) 大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市ほか [港湾管理者 (4 団体)] 大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、 神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者
事業収益	13,997 百万円 (令和 4 年度)
役職員数	130 人 (令和 4 年度末)
管理委員会	[委員長] 大阪府知事 [委 員] 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、 奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長
事務所	
本社	大阪市北区中之島二丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 9 階
大阪建設事務所	大阪市住之江区南港南二丁目 1 番 54 号
大阪建設事務所泉大津分室	泉大津市夕凧町地先
兵庫建設事務所	神戸市灘区灘浜町 1 番 2 号

大阪湾フェニックスセンターの業務

- 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
 - 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
 - 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
 - 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
 - 一般廃棄物等による海面埋立
 - 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため、搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
- 前各号の業務に附帯する業務

組織



事業概要

□ 搬入基地および処分場概要

大阪湾フェニックスセンターは、9つの搬入基地（大阪・堺・泉大津・和歌山・姫路・播磨・神戸・尼崎・津名）と4つの埋立処分場（尼崎沖・泉大津沖・神戸沖・大阪沖）を擁しています。

廃棄物受入対象区域から排出される廃棄物は、搬入基地に搬入されたのち、海上輸送等により、各埋立処分場へ搬送されます。

◆ 搬入基地

大阪建設事務所管轄

大阪基地



〒555-0041
大阪市西淀川区中島2丁目
10番100号

事業所面積：27,410 m²

堺基地



〒592-8331
堺市西区築港新町4丁目4番

事業所面積：41,330 m²

泉大津基地



〒595-0056
泉大津市夕凧町地先

事業所面積：32,400 m²

和歌山基地



〒640-8404
和歌山市湊2675-26
（日本製鉄構内）

事業所面積：12,500 m²

兵庫建設事務所管轄

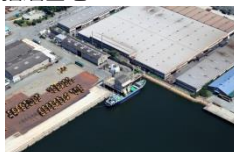
姫路基地



〒672-8079
姫路市飾磨区今在家1351
番地41

事業所面積：11,700 m²

播磨基地



〒675-0155
加古郡播磨町新島13-1

事業所面積：3,289 m²

神戸基地



〒657-0853
神戸市灘区灘浜町1番2号

事業所面積：15,000 m²

尼崎基地



〒660-0087
尼崎市平左衛門町70番地

事業所面積：23,400 m²

津名基地



〒656-2132
淡路市志筑新島

事業所面積：4,466 m²

◆ 埋立処分場

尼崎沖埋立処分場



尼崎西宮芦屋港
尼崎市東海岸町地先
処分場面積 113ha
安定型区画 80ha
管理型区画 33ha
埋立容量 1,600万 m³
受入開始 平成2年
残余埋立容量 18万 m³

泉大津沖埋立処分場



堺泉北港
泉大津市夕凧町地先
処分場面積 203ha
安定型区画 136ha
管理型区画 67ha
埋立容量 3,100万 m³
受入開始 平成4年
残余埋立容量 60万 m³

神戸沖埋立処分場



神戸港
神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積 88ha
管理型区画 88ha
埋立容量 1,500万 m³
受入開始 平成13年
残余埋立容量 219万 m³

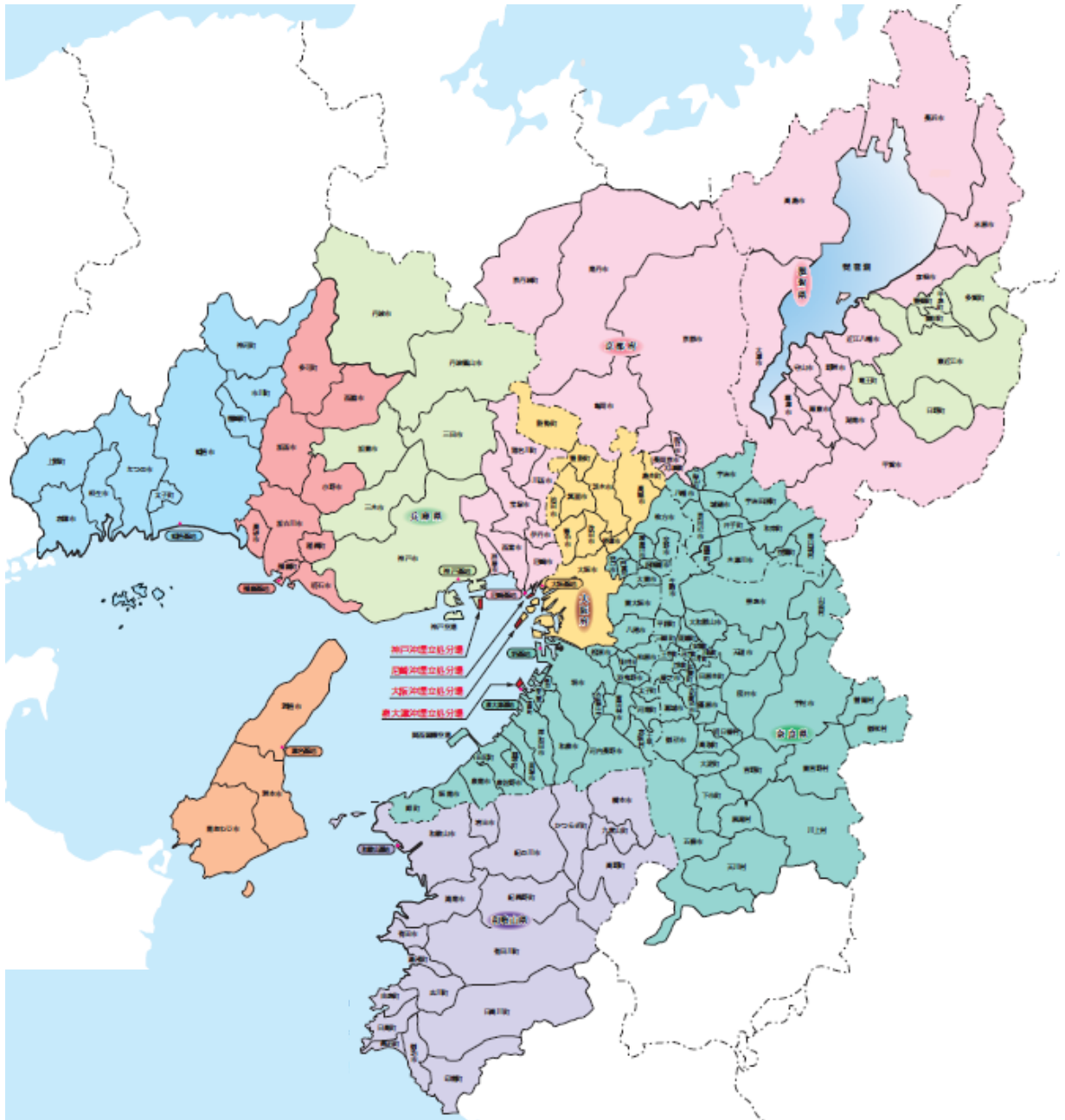
大阪沖埋立処分場



大阪港
大阪市此花区北港緑地地先
処分場面積 95ha
管理型区画 95ha
埋立容量 1,400万 m³
受入開始 平成21年
残余埋立容量 695万 m³

□ 広域処理対象区域

広域処理対象区域は、近畿2府4県の169市町村(近畿圏の全面積の約67%、全人口の約97%)となっています。排出元からの廃棄物の輸送は「廃棄物の輸送時間を最小限とすること」、「特定の搬入基地への集中を避けるため、可能な限り分散させること」を原則としており、搬入基地ごとに受入区域を定めています。



※色分けは管理型廃棄物の基地ごとの受入区域を示しています。

- 津名・姫路・播磨・神戸・尼崎基地の管理型廃棄物は神戸沖埋立処分場で処分しています。
- 大阪・堺・和歌山基地の管理型廃棄物は大阪沖埋立処分場で処分しています。
- なお、尼崎沖埋立処分場は全ての受入れを終了し、泉大津沖埋立処分場は陸上残土のみ受け入れています。

★ホームページで受入区域及び廃棄物別の搬入基地等の詳細情報をご覧ください。

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/loading-facility>

事業概要

■ 受入廃棄物について

□ 受入廃棄物の種類・基準

大阪湾フェニックスセンターでは、人の生活に伴い発生し市町村が処理しなければならない一般廃棄物や、事業活動に伴い発生し事業者が処理しなければならない産業廃棄物、また、公共工事等に伴い発生する陸上残土を埋立物として受け入れています。

受入廃棄物は、関係法令の区分に従い、廃棄物の種類に応じて、管理型区画又は安定型区画に埋め立てられます。

受入廃棄物には、その全てに適用される共通基準と、廃棄物の種類によってそれぞれ適用される個別基準、及び有害物質を含む廃棄物にあたっては、その溶出量又は含有量を規定した判

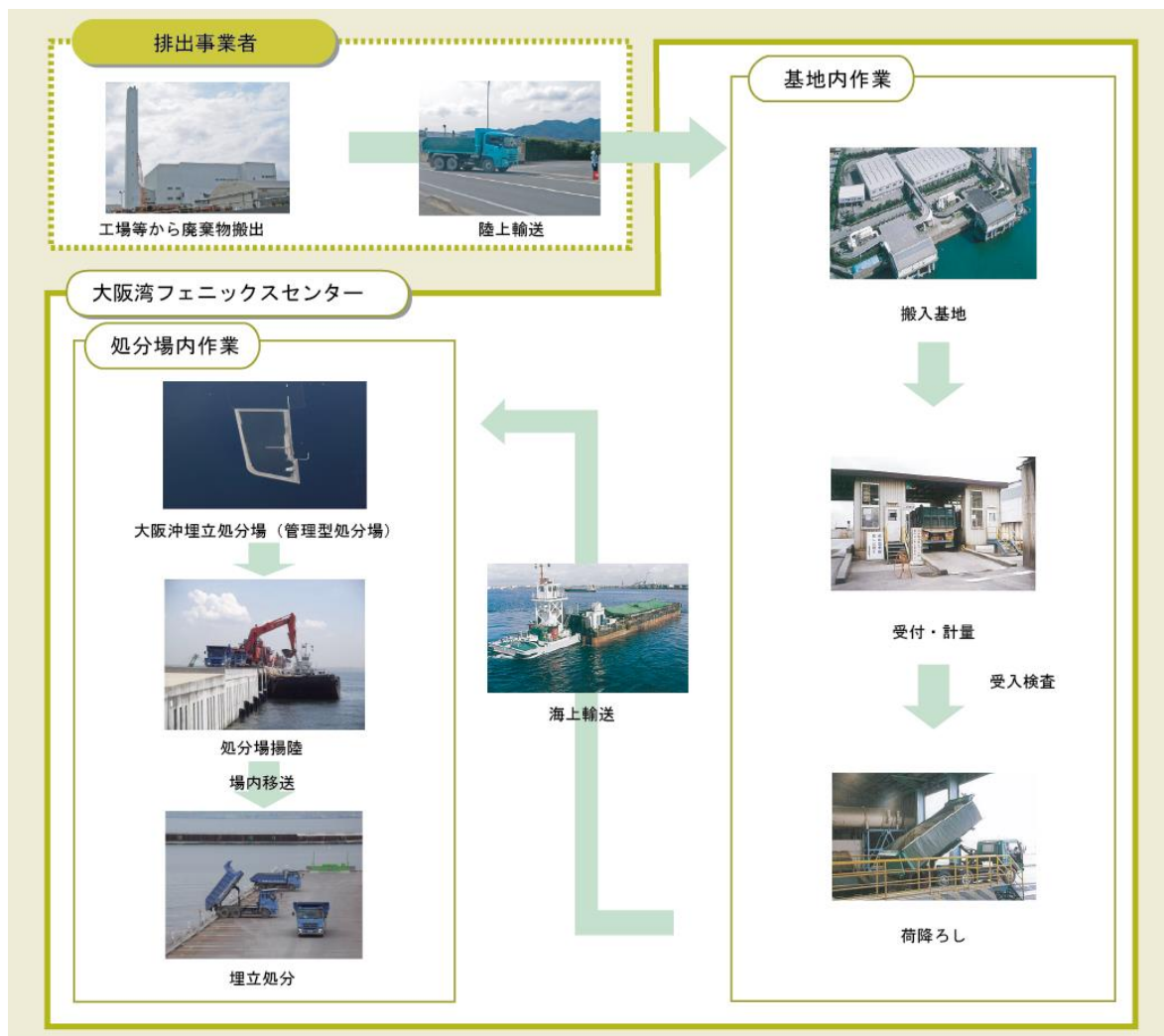
定基準等を定めており、その全てに適合したものを受け入れています。

★ホームページで受入廃棄物に関する詳細情報をご覧ください。

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/acceptance-of-waste>

□ 廃棄物の搬入から処分までの流れ

埋立処分場に埋め立てようとする廃棄物は、排出者により陸上輸送され、指定された搬入基地へと搬入されます。受入基準に適合した廃棄物は、主に各搬入基地において廃棄物運搬船に積み込まれ、海上輸送を経て埋立処分場へ搬入され、揚陸後、埋立処分されます。



廃棄物の搬入から処分までの流れ

持続可能な循環型社会をめざして

大阪湾フェニックスセンターは、廃棄物の埋立処分事業を通じて、環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していきます。

■ 環境の再生・創造への取組

これまで、大阪湾フェニックス事業では、社会の環境問題や安全性に対する意識の高まりを受けて、廃棄物の適正な処理と廃棄物処理施策への信頼性向上に努めてきました。

一方で、大阪湾フェニックス事業は、海面埋立事業であることから、公有水面の一部を陸域化させるという点で、環境側面に一定の負荷を与えていることも事実です。また、海域環境の修復・再生や、自然エネルギーの有効活用など、公有水面の埋立事業に見合う環境へのプラス効果の創造に、期待が寄せられています。

大阪湾フェニックス事業は、廃棄物の埋立処分事業を通じて、環境負荷の少ない、健全で持続可能な循環型社会形成の一翼を担うとともに、様々な環境側面からのアプローチにより、美しい大阪湾の再生や都市環境の創造に貢献していきます。

■ 社会情勢の変化

「循環型社会形成推進基本法」で提示された3R^{*1}の推進により、広域処理対象区域内で発生する廃棄物の最終処分量は減少傾向にあり、取組の成果が表れています。それでもなお、最終処分しなければならない廃棄物は、計画的・安定的な適正処理を行う必要があり、最終処分場は社会に不可欠な施設です。

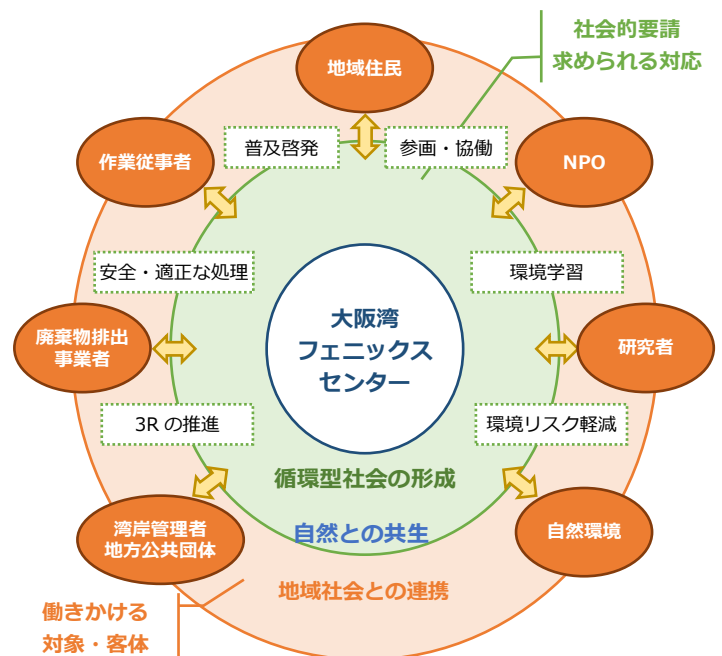
内陸部においては、個々の市町村や事業者が最終処分場を確保することは依然として困難なため、大阪湾フェニックス計画は、内陸部での廃棄物の埋立を減らし、環境リスクを軽減する役割を担っています。また、安全性だけでなく、大阪湾の海域の自然環境との共生という視点も求められています。

■ 社会的な要請への対応

大阪湾フェニックスセンターは、これまで、廃棄物の広域処理事業を通して、ダイオキシン問題やアスベスト問題など、社会問題化した廃棄物への対応、阪神・淡路大震災の発生後は、災害廃棄物の受入など、その都度適切な解決を図ってきました。また、自然環境にも配慮して、埋立護岸における緩傾斜護岸の採用など、海域環境の修復・再生に取り組んできました。

今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら様々な要請に応えていくために、個別の対策や施策を体系的に連携させ、さらに、足りない部分を補完しながら、全体を有機的に機能させる仕組みづくりが重要です。

大阪湾フェニックスセンターは、環境保全対策やリスク管理、広報活動等を通して、様々な主体の参画を視野に入れた総合的な環境管理を推進していきます。



大阪湾フェニックスセンターと連携・協力関係にある
ステークホルダー^{*2}

^{*1} 3R：1.Reduce（減らす）、2.Reuse（繰り返し使う）、3.Recycle（再資源化）の頭文字をとった言葉。この優先順位で廃棄物の削減を行うのが良いとされる。

^{*2} ステークホルダー：利害関係者。企業などが活動する上で関わりを持つあらゆる関係者を指し、事業内容によっては地域や社会全体の広い範囲が対象に含まれる。

環境マネジメント

大阪湾フェニックスセンターでは、環境経営の基本的方向を示した環境経営方針、環境保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「環境管理計画」を策定するとともに、エコアクション 21 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境への取組を着実に推進してきました。

この度、新たに更なる環境保全対策を推進することを目的として、「大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画 2030」を策定しました。令和 5 年度からは、本計画の 2 本の柱である「地域社会・大阪湾との共生」及び「カーボンニュートラルへの挑戦」に係る取組を進めていきます。

大阪湾広域臨海環境整備センター 環境経営方針

【理念】

大阪湾広域臨海環境整備センターは、環境の保全・創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、これをチャンスにとらえ、活動のあらゆる面で、環境の保全に配慮して行動します。

【方針】

SDGs が目指す持続可能な社会の実現に向け、廃棄物の受入及び埋立事業活動において、環境に配慮し、以下の環境保全活動を推進します。

1 全員参加

全員が環境経営システムに参画し、環境負荷の低減に取り組むとともに、汚染の防止に努めます。

2 法令等の遵守

環境関連の法令等を遵守します。

3 環境保全対策の推進

- (1) 資源・エネルギーの削減により、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- (2) 廃棄物の削減に努めます。
- (3) 「節水」に取り組み、水使用量の削減に努めます。
- (4) 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進します。
- (5) 受入基準の遵守を徹底します。
- (6) 受入廃棄物等の飛散を防止します。
- (7) 最終処分場放流水水質を管理基準(法令基準又はこれを下回る自主基準)以下に維持します。

4 継続的改善

環境経営方針、環境経営目標は、社会情勢を考慮して定期的に見直しを行い、環境経営システムの継続的改善により、環境負荷の低減に努めます。

5 公開

環境経営方針は、職員へ周知徹底するとともに公開します。

大阪湾広域臨海環境整備センター 副理事長 吉村 庄平

制定日：平成 18 年 4 月 1 日

改訂(第 6 版)：令和 2 年 10 月 1 日

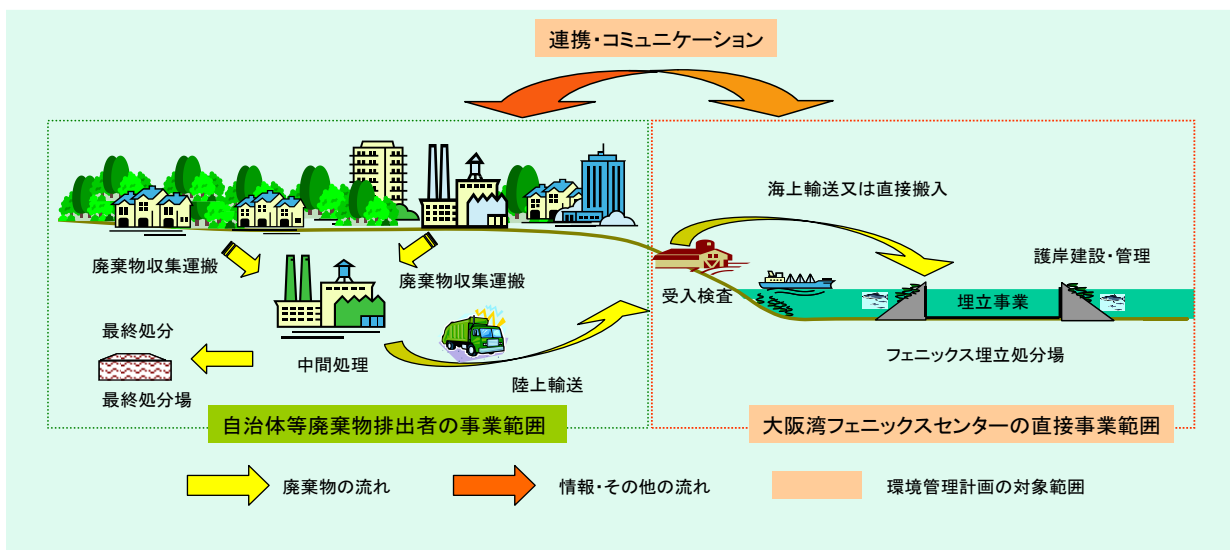
■ 環境管理計画

大阪湾フェニックスセンターは、平成 20 年 3 月、環境保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「環境管理計画」を策定しました。

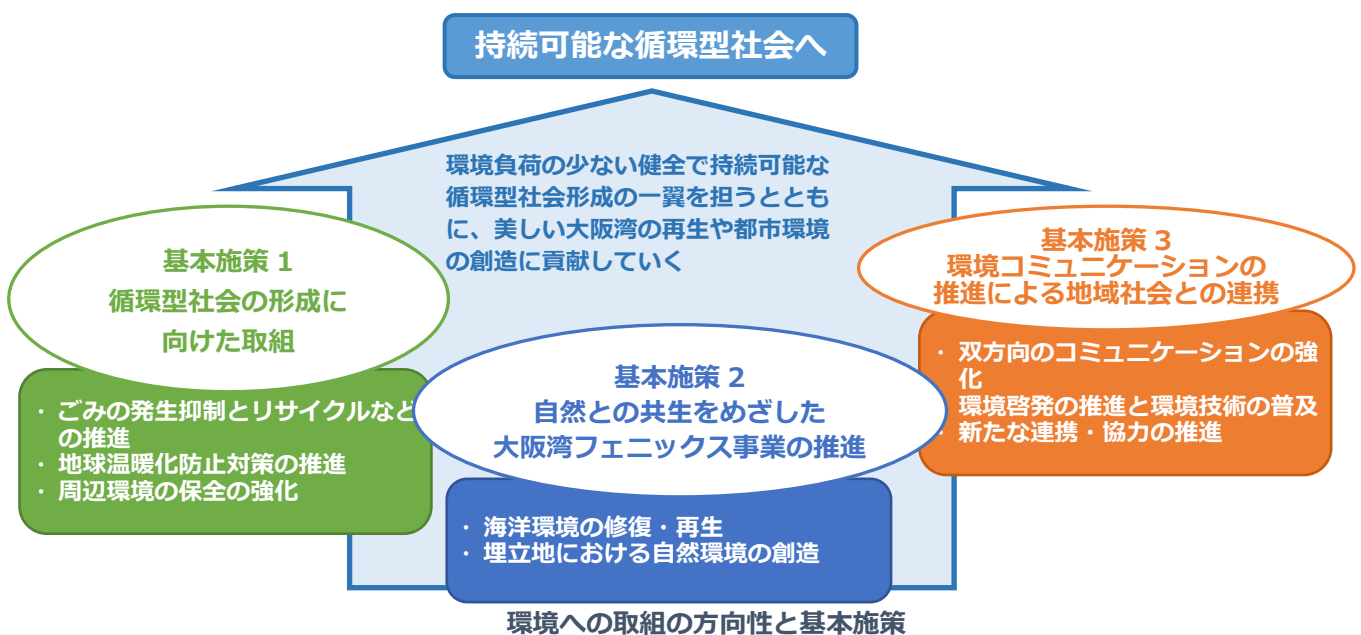
環境管理計画では、自らが主体的に取り組む環境配慮活動に加えて、地域社会や廃棄物排出事業者、地方自治体など、関係者の理解と協力を得ながら、様々な主体と連携した活動にも、積極的に取り組むこととしています。

また、大阪湾フェニックスセンターが環境への取組を推進するための方向性と 3 つの基本施策を定めています。

さらに、環境管理計画の具体的な実行計画として、5 か年計画であるアクションプランを策定し、平成 30 年度から令和 4 年度まではアクションプラン Step3 として取り組みました。アクションプランの取組内容と実績については、p14 以降をご覧ください。



環境管理計画が対象とする事業範囲概念図



環境マネジメント

■ 環境マネジメントシステム

大阪湾フェニックスセンターでは、環境方針に基づき、電気使用量やごみ量の削減、廃棄物の受入基準の遵守の徹底や飛散防止など環境保全活動に全社が一丸となって取り組んでいます。

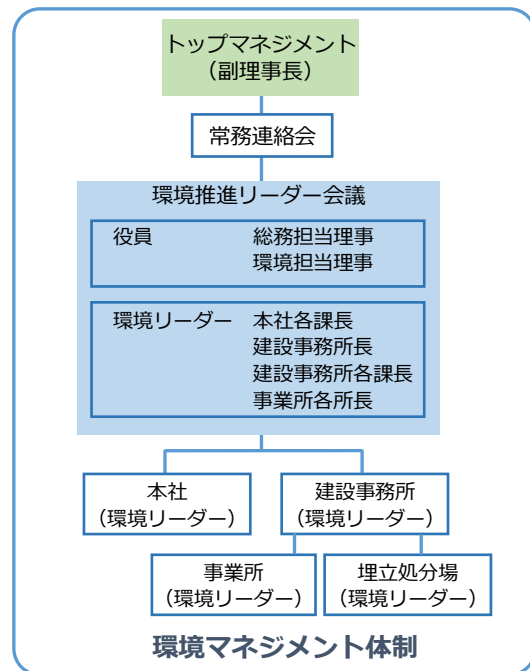
これらの取組状況の点検・評価や内部監査の実施手順、環境マネジメント体制等を環境経営マニュアルで定め、PDCAのもと継続的な環境改善に結び付けるよう環境マネジメントシステムを構築しています。

■ 環境マネジメント体制

大阪湾フェニックスセンターでは、「環境リーダー」を中心とする環境マネジメント体制を整備しています。

環境リーダーは、担当役員、本社各課長、建設事務所長、建設事務所各課長、事業所各所長によって構成され、取組施策の内容やその進め方の検討、また取組実績の評価などを行い、PDCA サイクルによる継続的な改善の実現を図っていきます。また、環境推進リーダー会議を組織し、取組施策の検討や取組の評価などを全社的に行う体制としています。

さらに、目標の達成状況や取組の成果は、大阪湾フェニックスセンターの経営責任者らによるトップマネジメントによって、総合的な評価を行います。



■ EA21 から環境管理計画 2030 へ

大阪湾フェニックスセンターの環境マネジメントシステムについては、環境省が推進するエコアクション21（以下、EA21^{*3}という）の認証を取得しました。

平成 18 年 11 月に本社部門で認証取得したのを皮切りに、平成 20 年 1 月に兵庫建設事務所、平成 20 年 12 月に大阪建設事務所で認証取得し、平成 22 年 11 月からは EA21 の認証を全社で一本化しました。

平成 28 年度にはエコアクション 21 中央事務局から、認証・登録 10 年継続記念品と感謝状をいただきました。

令和 4 年、これまでの EA21 の取り組みを振り返り、各目標を達成するに至ったと判断し、終了を決めました。そこで、環境管理計画 2030 を策定し、令和 5 年度から新たに取り組みを開始したところで



令和 4 年 11 月をもって終了

^{*3} EA21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

『大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画 2030』

○ 基本方針

フェニックス事業（廃棄物の最終処分・港湾整備）の確実な推進により、地域社会・大阪湾との共生を更に進展させるとともに、とりわけ脱炭素に係る取組を強化することにより、カーボンニュートラルに挑戦します。これらの取組を通じて SDGs の達成に貢献します。



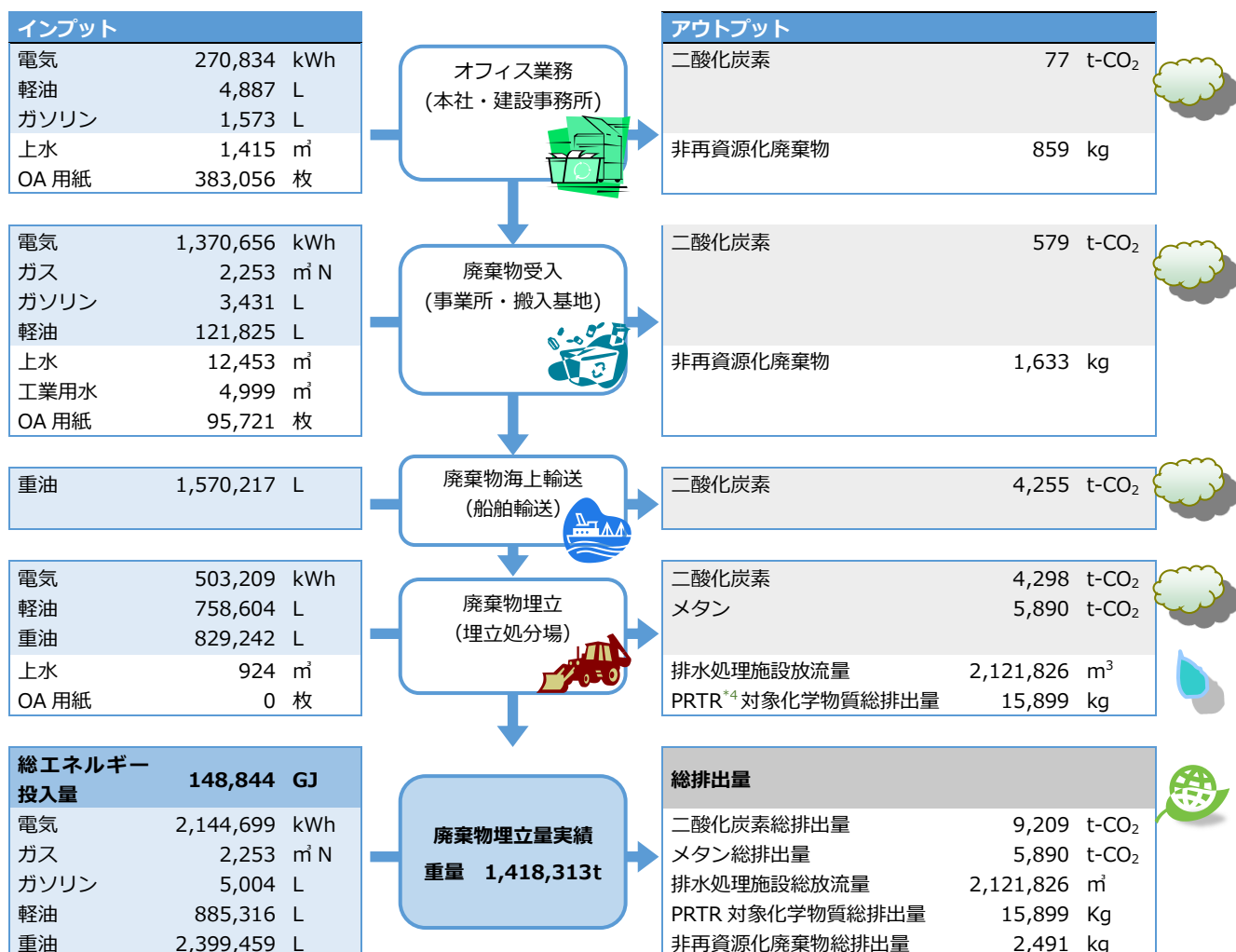
○ 取組の柱と目標

柱 1 地域社会・大阪湾との共生	柱 2 カーボンニュートラルへの挑戦
① フェニックス事業（廃棄物の最終処分・港湾整備）の確実な推進により、「地域社会」の環境保全と発展に貢献する。 ② 大阪湾で事業を行う者として、環境の保全と創造により「大阪湾」との共生を更に推進する。	① カーボンニュートラル宣言 センター事業に伴う「温室効果ガス排出量」について、2050 年（令和 32 年）までに「カーボンニュートラル」を達成する。 その中間目標として ② センター事業に伴う「二酸化炭素排出量」について、2030 年度（令和 12 年度）までに「2013 年度（平成 25 年度）比 50%削減」を達成する。 ③ センター事業に伴う「メタン排出量」について、2030 年度（令和 12 年度）までに「2013 年度（平成 25 年度）比 40%削減」を達成する。
（該当する SDGs）	（該当する SDGs）

環境マネジメント

大阪湾フェニックスセンターは、自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境負荷の削減に努めています。

令和4年度は、1,418,313t の廃棄物等の埋立を実施しました。事業活動に伴う電気や化石燃料等の使用量及び二酸化炭素の排出量やごみ排出量などマテリアルフローを下図に示します。



※集計対象範囲（資料編 p 42～46 参照）

- ・ オフィス業務／本社、大阪建設事務所、兵庫建設事務所。
- ・ 廃棄物受入業務／9 事業所（大阪、堺、泉大津、和歌山、姫路、播磨、神戸、尼崎、津名）但し神戸事業所のデータは兵庫建設事務所に含む。
- ・ 廃棄物海上輸送業務／各基地（泉大津除く）から神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場への海上輸送
- ・ 廃棄物埋立業務／4 埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖）における埋立業務及び排水処理等

※排出係数

- ・ 電気：9.484MJ/kWh、0.000311 kg-CO₂/kWh、0.000177 kg-CO₂/kWh
- ・ 重油：39.1MJ/L、0.0693 kg-CO₂/MJ
- ・ ガス（LGB）：50.8MJ/kg、0.059 kg-CO₂/MJ、2.18 kg/m³
- ・ ガソリン：34.6 MJ/L、0.0671 kg-CO₂/MJ
- ・ 軽油：37.7MJ/L、0.0686 kg-CO₂/MJ

令和4年度 事業活動に伴うマテリアルフロー

*4 PRTR：Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度の略で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

アクションプラン Step3 の進捗状況

平成 30～令和 4 年度を取組期間とした環境管理計画アクションプラン Step3 に基づき、環境への取組を推進することができました。

基本施策と取組		取組項目	具体的な取組内容	指標	目標	令和 4 年度の取組実績
循環型社会の形成	ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進	①廃棄物排出量の削減	使い捨て容器の使用抑制等	一般廃棄物排出量	Step2 実績維持 (3,207 kg 以下)	2,491 kg
		②紙の使用量の削減	会議資料等の分量及び印刷部数の抑制等	コピー紙使用量	Step2 実績維持 (684,116 枚以下)	478,777 枚
		③水の使用量の削減	流し、トイレ使用時の節水	取組項目数	2 項目以上	3 項目
			排水の再利用等	水消費量 (本社以外)	-	実施
		④グリーン購入の推進	物品購入時の環境配慮型製品の選択	グリーン購入率	99%以上	99.7%
	地球温暖化防止対策の推進	①電気使用量の削減	LED 化の促進や節電等による電気使用量の削減等	電気使用量	Step2 実績維持 (3,025,369 kWh 以下)	2,144,699kWh
			間引き照明の実施等			
		②化石燃料使用量の削減	化石燃料使用量の削減	燃料使用量	Step2 実績維持 (9,665t-CO ₂)	9,209 t-CO ₂
		③高効率の省エネタイプの機器への転換等	機械設備の高効率化の検討	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	実施
			電気設備の高効率化の検討	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	実施
			給湯設備の高効率化の検討	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	実施
			事務所棟修繕、建て替え時の空調負荷低減化の検討	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	実施
			省エネ基準を達成した適切な能力の OA 機器、電気製品等の選択	取組の実施の有無	-	実施
			放流量、揚水量等の見直しの検討	取組の実施の有無	-	実施
			受入実績に応じた効率的な機器の運転管理	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	実施
		④自家発電から商業電源への転換	埋立処分場の電源転換の検討	取組の実施の有無 (取組実施箇所数)	-	無
		⑤自然エネルギーの活用	太陽光発電設備の活用	発電実績量	-	231,701kWh
			自然エネルギーの活用に係る情報収集	取組の実施の有無	-	実施
		⑥温室効果ガス排出量の削減	(上述のとおり)	二酸化炭素排出量	Step2 実績維持 (1,540 t-CO ₂)	391 t-CO ₂
	周辺環境保全の強化	①受入基準の遵守の徹底	目視・簡易検査の実施	取組の実施の有無	実施率 100%	100%
			展開検査の実施	実施件数	-	55,007 件
			抜き取り検査の実施	抜き打ちサープリング回数 (検体数)	契約事業者数当たり 75%以上 ・ダイオキシン類 81 検体 ・重金属類 401 検体	・ダイオキシン類 78 検体 ・重金属類 342 検体
			中間検査の実施	中間検査実施回数	3 回/年以上	実施
		②受入廃棄物等の飛散防止	場内散水の実施	取組の実施の有無	-	実施
			基地における集塵機の適正な維持管理の実施	取組の実施の有無	-	実施

アクションプラン Step3 の進捗状況

基本施策と取組		取組項目	具体的な取組内容	指標	目標	令和 4 年度 の取組実績
			基地及び埋立処分場の敷地境界線上における粉じん調査の実施	敷地境界線上における浮遊粉じん濃度	1.5mg/m ³ 以下 (敷地境界)	0.01~0.09 mg/m ³
			トラック・ド内の粉じんに係る作業環境測定の実施	作業環境における粉じんの管理濃度	管理濃度が第一管理区分であること	第一管理区分：16 地点 第二管理区分：0 地点 第三管理区分：0 地点
			③低公害型重機、車両への転換	低公害型重機、車両の利用	取組の実施の有無	-
		④埋立処分場の排水処理施設の適正管理及び機能強化	放流水質の常時監視及び定期的測定の実施	放流水質	管理基準値及び排水基準値以下	管理基準値及び排水基準値以下
			基地及び埋立処分場の排水処理施設の適正な管理の実施	管理実績	1 回/月	実施
			埋立処分場の早期廃止に向けた排水処理施設等の適正な維持管理の実施	取組の実施の有無	-	実施
			排水処理施設の能力強化	取組の実施の有無	-	実施
			尼崎沖・泉大津埋立処分場の早期廃止に向けた検討	取組の実施の有無	-	実施
		⑤適切な環境影響評価及び計画的で迅速な環境監視の実施	環境監視調査の実施	各種調査結果	環境基準等に適合	環境基準等に適合
			環境影響評価手続の実施	取組の実施の有無	-	実施
			効率的な環境監視方法の検討	取組の実施の有無	-	実施
		⑥職員の資質向上に向けた研修等の実施	廃棄物受入検査担当職員に対する研修の実施	実施回数 参加人数	1 回以上/年	2 回 9 人
	職員等に対する研修の実施		実施回数 参加人数	1 回以上/年	1 回 28 人	
	IAアクション 21 内部監査の実施		実施回数	1 回以上/年	1 回	
	施設の適切な運転管理及び計画的な保全・更新	①運転方法の継続的な改善	最適な埋立方法の検討	取組の実施の有無	-	実施
			運搬船の運航見直し	取組の実施の有無	-	実施
		②メンテナンスの実施	メンテナンス計画の策定及び運営	取組の実施の有無	-	実施
			メンテナンス計画に基づく点検、修繕、更新等の実施	取組の実施の有無	-	実施
災害対応能力の強化		①災害時、事故時における迅速な対応	大阪湾広域臨海環境整備センター災害・事故対策実施要領及び災害対策マニュアルの適切な運用	緊急対応の回数	-	1 回
			災害・事故対策実施要領に基づく訓練の実施	訓練の実施回数	1 回以上/年	7 回
	②主要施設の耐震化	耐震性能調査の実施	取組の実施の有無	-	実施	
	③関係機関との連携強化	包括的災害協定への参画	取組の実施の有無	-	実施	

アクションプラン Step3 の進捗状況

基本施策と取組		取組項目	具体的な取組内容	指標	目標	令和4年度の取組実績
自然との共生	海域環境の修復・再生	①埋立処分場護岸における生物生息環境の創出	緩傾斜護岸における生物生息状況の把握	海生生物調査回数	1回/2年	実施
		②直立護岸の環境改善	泉大津沖埋立処分場における口護岸設置等による環境改善の実験的取組	口護岸の延長距離	現状維持以上	現状維持（80m）
			尼崎沖埋立処分場周辺海域のPMを用いた水質改善の取組	取組の実施の有無	-	終了（H30年度末）
	埋立地における自然環境の創造	①埋立地における野鳥の生息状況の把握と工事影響の軽減対策	埋立地における貴重鳥類の営巣確認、保護区域の設定	取組の実施の有無	-	実施
			尼崎沖、泉大津沖埋立処分場における野鳥の定点観測への協力	取組の実施の有無	-	実施
		②埋立地の緑化と植生状況の把握	埋立処分場の緑化に係る情報収集	取組の実施の有無	-	実施
			埋立処分場の植生状況の把握	把握回数	-	実施
地域社会との連携	双方向コミュニケーションの強化	①廃棄物処理事業に係る情報の公開	埋立処分場維持管理状況の公開	公開実績	1回/月	1回/月
			エコ事業に係る情報発信	情報の定期的情報更新回数	-	実施
		②環境管理計画に基づく取組の公表	環境報告書の公表	環境報告書の作成及び公表	1回/年	1回/年
		③各種独自調査結果のHPでの公表	各種独自調査結果のHPでの公表	公表実績	-	実施
		④排出者とのコミュニケーションの実施	受入協議会の開催	開催回数	-	5回
	環境啓発の推進と環境技術の普及	①3R推進のための啓発イベント参加	3R推進のための啓発イベントへの参加	参加イベント数 イベント来場者数	-	5件
		②学会等を通じた環境保全・創造の取組成果の積極的な公表	全国都市清掃研究・事例発表会への参加	参加回数	-	0回
			その他循環型社会形成に関する学会等への参加	学会等での発表回数	1回以上/年	0回
		③海面処分場の運営管理に係る技術開発	検討調査の実施	取組の実施の有無	-	実施
			廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成事業	助成件数	-	0件 (令和3年度をもって事業終了)
		④環境保全の取組の普及啓発	エコ講座の開催	講座開催数 受講者数	-	0回 0名
			埋立処分場の視察、見学の実施	視察見学受入件数 視察見学者数	-	13件 120名
	多様な主体との連携・協力の推進	①地域での3Rの推進等の活動の支援	市民団体等の活動に対する助成	助成件数	-	6件
		②大学等の研究の支援及び大学と連携した海域環境保全・創造の研究の推進	廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成事業（再掲）	助成件数	-	0件 (令和3年度をもって事業終了)
			大阪湾圏域における海域環境の再生・創造に係る研究の助成事業	助成件数	-	6件
		③地域社会と連携した体験的環境学習のフィールドの提供	尼崎沖埋立処分場周辺海域のPMを用いた水質改善の取組（再掲）	取組の実施の有無	-	終了（H30年度末）
		④関係事業者との連携による埋立処分場の維持管理技術の向上	廃棄物海面埋立管理技術会議への参加	会議への参加回数	-	1回
			廃棄物処理公社協議会等を通じた情報交換の実施	情報交換回数	-	2回
		⑤国際交流の推進	海外からの視察の実施	受入件数、人数	-	0回 0人
			JICA 研修への協力	研修国数、人数	-	0か国 0人

※ 取組実績について、処分場によって状況が異なる場合があります。

循環型社会の形成に向けた取組

ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進

大阪湾フェニックス事業が、廃棄物の広域処理事業を通じて、安心して豊かな住民の生活や企業活動の基盤を支え、地域社会と地球環境にやさしい循環型社会に適合した事業となっていくため、事業活動に伴う環境負荷の更なる低減に取り組むとともに、事業に起因する様々なリスク管理を適正に実施し、環境管理レベルの向上を図っていきます。



■ ごみの発生抑制とリサイクルなどの推進

大阪湾フェニックスセンターが事業者として、率先して事業活動に伴うごみの発生量の抑制やリサイクルの推進に取り組むとともに、環境負荷の小さな製品やサービスの積極的な利用を図っています。

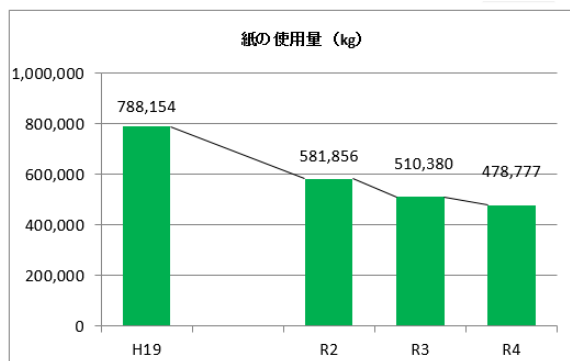
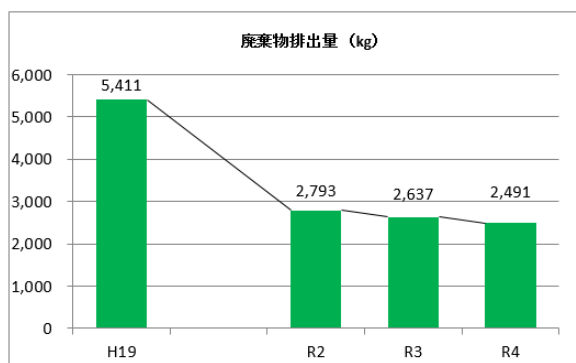
大阪湾フェニックスセンターでは、環境マネジメントシステムであるエコアクション（EA）21の取組において、廃棄物排出量や紙の使用量等について、アクションプラン Step3 に掲げる目標を環境目標として設定しており、令和4年度は、センター全体及び3部門全てにおいて、年間の目標を達成し、取組成果は良好でした。環境管理計画 2030 において、引き続き、廃棄物排出量の削減及び紙の使用量の削減は目標として掲げていくとともに、今後も更なるごみの発生抑制とリサイクル推進に努めていきます。

EA21 における環境目標とそれに対する取組成果（令和4年度）

取組項目	部門	環境目標	R4実績	対目標	評価 ¹⁾
① 廃棄物排出量の削減	本社	579kg 以下	453kg	78%	○
	大阪建設事務所	1,980kg 以下	1,687kg	85%	○
	兵庫建設事務所	648kg 以下	351kg	54%	○
	全体	3,207kg 以下	2,491kg	78%	○
② 紙の使用量の削減	本社	431,789 枚以下	252,599 枚	59%	○
	大阪建設事務所	142,888 枚以下	138,894 枚	97%	○
	兵庫建設事務所	109,439 枚以下	87,284 枚	80%	○
	全体	684,116 枚以下	478,777 枚	70%	○
③ 水の使用量の削減 (取組項目数 ²⁾)	本社	2 個以上	2 個	—	○
	大阪建設事務所	2 個以上	3 個	—	○
	兵庫建設事務所	2 個以上	3 個	—	○
	全体	2 個以上	3 個	—	○
④ グリーン購入の推進	本社	99%以上	100%	—	○
	大阪建設事務所	99%以上	99.3%	—	○
	兵庫建設事務所	99%以上	100%	—	○
	全体	99%以上	100%	—	○

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）

2) 本社は集合ビル内にあり、個別の水使用量が不明なため、また、各建設事務所における場内散水は天候等により使用量が大きく変動するため、水使用量の削減についての取組項目数を環境目標にしている。



■ 地球温暖化防止対策の推進

埋立処分場に要する電力の一部は、エネルギー効率の低い自家発電によって賄われており、また、廃棄物の海上輸送には多大なエネルギーを消費しており、これらは温室効果ガスである二酸化炭素の大きな排出源となっています。一方、施設の立地条件を考慮すると、跡地利用されるまでの処分場の広大な造成地は、再生可能エネルギーの発電施設の設置に適した要件を備えている可能性があります。

大阪湾フェニックスセンターは、自家発電の商業電源への転換や、エネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの利用促進等を推進することによって、温室効果ガスの排出量の削減を図っていきます。

① 電気使用量の削減

二酸化炭素排出量の削減に向けて、EA21 の取組を通じて、LED 化の促進や節電等により電気使用量の削減に取り組んでいます。

令和 4 年度における電気使用量は
2,144,699kWh (391t-CO₂) となり、目標値を 29% 下回りました。

② 化石燃料使用量の削減

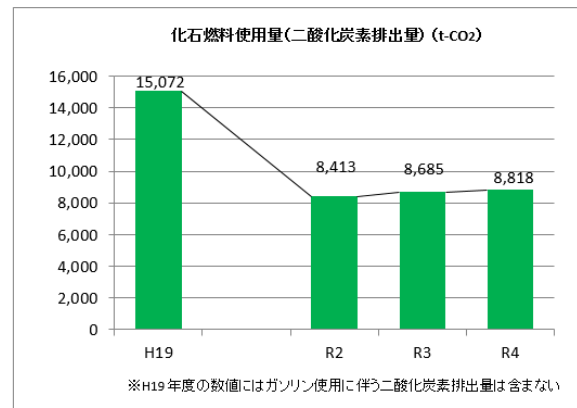
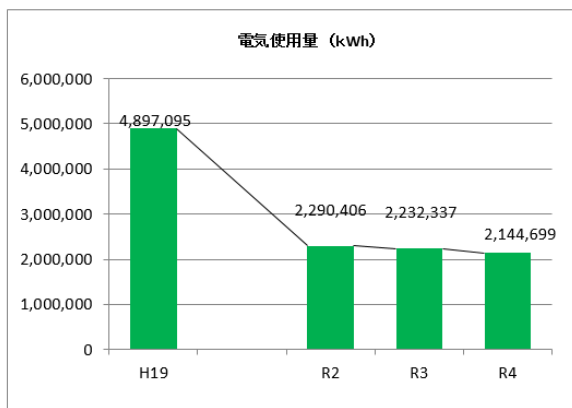
二酸化炭素排出量の削減に向けて、EA21 の取組を通じて、社用車の省エネ運転や事業所・埋立処分場で消費する軽油・重油について協力事業者にも削減を働きかけること等により、化石燃料使用量の削減に取り組んでいます。

令和 4 年度における化石燃料使用に伴う二酸化炭素排出量は 8,818t-CO₂ となり、目標値を 9% 下回りました。

EA21 における環境目標とそれに対する取組成果 (令和 4 年度)

取組項目	部門	環境目標	R4 実績	対目標	評価 ¹⁾
① 電気使用量の削減	本社	71,558kWh	60,908kWh	85%	○
	大阪建設事務所	1,660,987kWh	1,176,743kWh	71%	○
	兵庫建設事務所	1,292,824kWh	907,048kWh	70%	○
	全体	3,025,369kWh	2,144,699kWh	71%	○
② 化石燃料使用量の削減 (二酸化炭素排出量)	大阪建設事務所	5,603t-CO ₂	5,476t-CO ₂	98%	○
	兵庫建設事務所	4,062t-CO ₂	3,342t-CO ₂	82%	○
	全体	9,665t-CO ₂	8,818t-CO ₂	9%	○

1) ○ : 目標達成、△ : 目標未達成 (目標値+10%以内)、× : 目標未達成 (目標値+10%超過)



循環型社会の形成に向けた取組

地球温暖化防止対策の推進

③高効率の省エネタイプの機器への転換等

省エネ対策として、機器類の更新の際に、より消費電力の少ない省エネタイプの製品への転換を図ることとしています。

令和 2 年度までに、すべての基地において、省エネ対応の変圧器に更新しました。

④自家発電から商業電源への転換(姫路基地、播磨基地、神戸基地)

運搬船は、停泊中であっても船内で必要な電力を得るため、エンジンのアイドリングが必要となります。

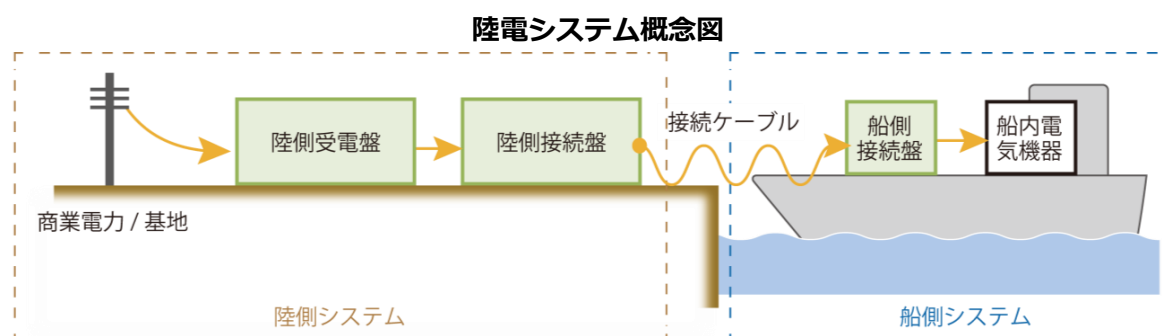
そこで、姫路・播磨・神戸基地では、停泊中の運搬船が必要とする電力を陸側から接続ケーブルで供給することで、停泊中の運搬船による

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の削減効果が期待できる陸電システムを導入しています。

⑤自然エネルギーの活用

神戸基地（発電出力 100kW）及び泉大津沖埋立処分場（発電出力 105kW）において太陽光発電施設を導入し、自然エネルギーの活用を図っています。令和 4 年度の発電量は、神戸基地が、107,493kWh、泉大津沖埋立処分場が、124,208kWh で、合計 231,701kWh でした。

これにより削減できた二酸化炭素排出量は 72,059kg-CO₂ であり、これは杉の木約 5,100 本分の二酸化炭素吸収量に相当します。



太陽光発電量（平成 30-令和 4 年度） 単位：kWh

年度	想定 発電量	H30	R 元	R 2	R 3	R 4
神戸基地	105,000	104,049	105,865	107,967	98,733	107,493
泉大津沖埋立処分場	104,000	94,876	100,315	108,835	116,314	124,208



神戸基地



泉大津沖埋立処分場

■ 周辺環境保全の強化

従来から、計画的で迅速な環境監視の実施に努めていますが、周辺環境保全の強化を進めていくためには、廃棄物の受入から埋立処分に至るまでの大阪湾フェニックス事業における環境負荷をできるだけ少なくしていくことが必要です。

今後とも、大阪湾フェニックスセンターは、社会情勢の変化に柔軟に対応し、よりよい環境づくりに取り組んでいきます。

① 受入基準の遵守の徹底

排出事業者から持ち込まれる廃棄物は、各搬入基地において、目視検査、簡易検査、展開検査、抜取検査などの検査を行っています。

受入検査

- ① 目視・簡易検査
受付ゲートにおいて、全ての廃棄物について目視により契約廃棄物の照合、性状の検査を行い、必要に応じてサンプリングし、油膜の有無等をチェックします。
- ② 展開検査
目視検査、簡易検査で異常を感じた場合や安定型産業廃棄物を対象に、投入ステージの投入口（展開検査用レーン）又は検査ヤードにて廃棄物を展開し、不適切な廃棄物が混入していないかどうか、検査を行います。
- ③ 抜取検査
廃棄物から規定量をサンプリングし、化学分析を行い、基準値を超える有害な化学物質が混入していないかどうか検査を行います。（一般廃棄物：1回/2年実施、管理型産業廃棄物：1回/年実施、安定型産業廃棄物・陸上残土：必要に応じて実施）
- ④ 中間検査
一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物について、四半期ごとに排出事業者自らが実施する化学分析の結果をセンターが確認します。

平成27年度からは、一般廃棄物焼却施設のばいじん処理物を対象に四半期ごとの「中間検査」を義務付けるなど全国で最も厳格かつ重層的な検査体制のもと、廃棄物受入を実施しています。

これらの検査で受入基準に適合しない廃棄物と判明した場合、搬入停止等の措置を取るとともに、排出事業者の原因究明と改善措置を求めています。

また、再発防止のため、超過事案に関する原因、対策について研修会などを実施して排出事業者間での共有を図っています。

受け入れた廃棄物については、「廃棄物受入情報管理システム」により、契約者・廃棄物・排出場所・搬入量等の情報を把握し受入管理を行っています。

EA21では、受入検査マニュアルに基づく抜取検査の確実な実施を目標としています。令和4年度は、ダイオキシン類が78検体、重金属等が342検体の抜取検査を実施しましたが、受入廃棄物を保管する場所（ストックヤード）の満載状態が長期間継続した基地があったため、目標値を下回る結果となりました。

循環型社会の形成に向けた取組

周辺環境保全の強化

廃棄物受入時の検査実績（令和 4 年度）

検査	検査回数	結果	不適合の措置
目視検査	131,007	不適合 32 件	注意書発行 29 件（最大径が基準より大きい等）
展開検査	55,007		通告書発行・持ち帰り指示 3 件（他の廃棄物が混入している等）
抜取検査	420	個別基準 ^{*6} 超過 0 件 判定基準 ^{*7} 超過 1 件	文書による改善指示 0 件 文書による搬入停止指示 1 件
中間検査	258	判定基準超過 0 件	文書による搬入停止指示 0 件

^{*6} 個別基準：廃棄物毎に定められている熱しゃく減量等の受入基準。

^{*7} 判定基準：重金属類の溶出に係る基準等、受入物の有害性について判定する基準。

EA21 に基づく目標とそれに対する取組成果（令和 4 年度）

取組項目	部門	環境目標 (抜取検査検体数)	実績 (抜取検査検体数)	対目標	評価 ¹⁾
廃棄物受入基準遵守の徹底 (ダイオキシン類)	大阪建設事務所	49 以上	37	76%	×
	兵庫建設事務所	32 以上	41	128%	○
	全体	81 以上	78	96%	△
廃棄物受入基準遵守の徹底 (重金属等)	大阪建設事務所	260 以上	200	77%	×
	兵庫建設事務所	141 以上	142	101%	○
	全体	401 以上	342	85%	×

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超）

②受入廃棄物等の飛散防止

各搬入基地では、大型のストックヤード（保管場所）を設け、廃棄物の飛散や粉じん発生による大気汚染を防いでいます。

また、船舶への積み込み時には、投入ホッパー下部にエアカーテン（空気を吹き下ろして外気から遮断する装置）及び中間ダクト（集じん設備）を設置するほか、投入ホッパーと船舶荷台との間を拡散防止シートで囲うなど、廃棄物飛散防止対策に万全を期しています。

ストックヤード内では、作業中に発生する粉じんを抑制するため、一部の基地でミスト噴霧装置を設置しています。

その他、搬入基地や埋立処分場において場内散水を行い、運搬車両等による粉じんの巻き上げを防止するとともに、搬入基地敷地出口にタイヤ洗浄槽を設置してタイヤ付着物の場外持ち出しを防止しています。

神戸沖埋立処分場では、従来は、散水に使用する用水は一部を購入し、残りは海水の淡水化により対応していましたが、平成 24 年 10 月から、陸域化した区域に遮水シート付きの雨水調整池（20m×50m×2m）を設け、溜まった雨水を、粉じん発生抑制のための散水に利用することで省資源と省コスト化を図っています。

EA21 では搬入基地や埋立処分場の敷地境界での粉じん濃度を環境目標として設定しています。令和 4 年度は 8 事業所及び 4 埋立処分場において延べ 17 地点で測定を行い、全地点で環境目標値 1.5mg/m³を下回り、目標を達成しました。

EA21 に粉じん濃度の基づく目標とそれに対する取組成果（令和4年度）

取組項目	部門	環境目標	実績	評価 ¹⁾
受入廃棄物等の飛散防止	大阪建設事務所	1.5mg/m ³ 以下	0.01～0.04mg/m ³ （7地点）	○
	兵庫建設事務所	1.5mg/m ³ 以下	0.01未満～0.09mg/m ³ （10地点）	○
	全体	1.5mg/m ³ 以下	0.01未満～0.09mg/m ³ （17地点）	○

1) ○：目標達成、△：目標未達成（目標値+10%以内）、×：目標未達成（目標値+10%超過）



中間ダクト（集じん設備）



投入ホッパー下に設置した拡散防止シート



ストックヤード内のミスト噴霧装置



埋立処分場における場内散水



敷地出口でのタイヤ洗浄槽



雨水貯水池（神戸沖埋立処分場）

③低公害型重機、車両への転換

搬入基地へは、事前に受入審査に適合した廃棄物のみが、搬入要領及び受入検査マニュアルに従って搬入され、この中で、排ガス規制の遵守や低公害車の導入について働きかけを行っています。搬入車両には、一目で識別できるようにステッカーを車両の見やすい位置2箇所に貼付することを義務付けています。

また、搬入車両が特定の基地に集中しないよう、廃棄物運搬車両の分散化を図ることによって、騒音及び大気質等への影響を極力抑える配慮をしています。



循環型社会の形成に向けた取組

周辺環境保全の強化

④埋立処分場の排水処理施設の適正管理及び機能強化

●排水処理施設の適正な管理の実施

処分場の排水処理施設については、毎月点検を実施し適正管理に努めています。埋立処分場内部の水質は、埋立の進捗に伴い変化します。放流水を常に適切な水質に保つよう、内部の水質のモニタリング等を行い、排水処理施設の機能強化等の検討を行っています。

(排水処理施設の管理状況)

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information>

●放流水質の常時監視及び定期的測定の実施

海面埋立処分場では、投入した廃棄物や残土量に応じた余水が発生します。余水や埋立処分場内に降った雨水は廃棄物と接触しているため、排水処理施設で基準値以下に処理した後、場外へ放流しています。大阪湾フェニックスセンターでは、法定基準よりもさらに厳しい基準（管理濃度）を設定し、排水処理に取り組んでいます。

各排水処理施設からの放流水の水質は、いずれも基準値をクリアしていますが（資料編 p 57～60 参照）、海域への負荷を小さくするため、引き続き、施設の適切な維持管理に努めていきます。

EA21 では処分場の放流水水質を管理濃度以下とすることを環境目標としており、令和4年度は全処分場で目標を達成しました。

(放流水の水質の状況)

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information>

各埋立処分場の管理濃度

項目	尼崎	泉大津	神戸	大阪	法定基準 ¹⁾
COD	60	60	30	40	90
SS	50	50	40	50	60
T-N	法定基準と同じ		60	30	120(60)
T-P	法定基準と同じ		4	4	16(8)

1) () 内は日平均値

EA21 に基づく目標とそれに対する取組成果（令和4年度）

取組項目	部門	環境目標	実績	評価 ¹⁾
処分場放流水水質管理	大阪建設事務所	管理濃度以下	全ての項目において管理濃度以下	○
	兵庫建設事務所	管理濃度以下	全ての項目において管理濃度以下	○
	全体	管理濃度以下	全ての項目において管理濃度以下	○

1) ○：目標達成、×：目標未達成



大阪沖埋立処分場



神戸沖埋立処分場



尼崎沖埋立処分場



泉大津沖埋立処分場

埋立処分場排水処理施設

なお、埋立廃棄物に由来する化学物質が、排水処理施設からの放流水を介して公共用水域へ排出されることから、4つの埋立処分場の排水処理施設から排出されるPRTR法対象30物質について、毎年、その排出量を報告しています（資料編 p 61 参照）。

PRTR 対象化学物質総排出量（令和4年度）

埋立処分場	排出量 (kg)
尼崎沖	758
泉大津沖	1,272
神戸沖	4,352
大阪沖	9,518
合計	15,899

⑤適切な環境影響評価及び計画的で迅速な環境監視の実施

●適切な環境影響評価の実施

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価については、平成29年2月に手続を開始し、令和4年4月の環境影響評価書の縦覧終了をもって、環境影響評価法に基づく全ての手続を終了しました。

（3期神戸沖埋立処分場の計画概要）

- ・対象事業実施区域
神戸市東灘区向洋町地先
六甲アイランド南地区内
- ・事業の規模
対象事業実施区域面積：77.4ha
埋立処分の用に供される面積：69.0ha
埋立容量：1,500万m³
- ・廃棄物受入期間
概ね20年程度



●計画的で迅速な環境監視の実施

事業所周辺への環境影響を把握するため、搬入される廃棄物運搬車両の交通量や、交通騒音、大気質、悪臭などを測定しています。埋立処分場では、場外へ放流する排水の水質や、埋立処分場周辺の海域の環境調査も実施しています。

また、各埋立処分場の周辺海域では、水質や底質、海生生物のモニタリングなどを実施し、事業活動による海域への影響がないことを確認しています。

環境監視調査の結果は、監視委員会や協議会の場で報告し、適宜指導を受けることによって、継続的な環境改善に取り組んでいます。

排水の水質や埋立処分場周辺の水質についてはHPで公表しています。

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/business-summary/maintenance-information>

主な環境監視委員会

監視委員会等の名称	対象事業所・施設	事務局
フェニックス環境監視委員会	尼崎基地、 尼崎沖埋立処分場	兵庫県農政環境部環境管理局
六甲アイランド南建設事業環境調査協議会	神戸沖埋立処分場	神戸市港湾局
大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会	大阪基地 堺基地 泉大津基地 泉大津沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場	大阪府環境農林水産部環境管理室
大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る和歌山基地環境監視委員会 姫路基地環境保全連絡協議会	和歌山基地 姫路基地	和歌山県環境生活部環境政策局 姫路市環境局美化部

循環型社会の形成に向けた取組

周辺環境保全の強化



搬入基地沿道における大気質測定



搬入基地沿道における騒音・振動測定



搬入基地における悪臭測定



埋立処分場周辺における水質測定

⑥職員の資質向上に向けた研修等の実施

令和4年度は、EA21の取組に基づく新任職員研修、内部監査員研修を実施し、8月12日から8月28日までの間に、本社を含む7箇所を対象に内部監査を実施しました。

また、廃棄物の受入検査は、安全で適正な事業実施のための最も重要なチェック機能の一つです。社会問題化する有害物質への対応や、排出者ごとに性状が異なる様々な廃棄物に的確に対応するため、受入検査を担当する職員の内部研修を実施しています。

職員の資質向上に向けた研修等の実施状況

(令和4年度)

	研修制度	対象	頻度	受講者数
EA21	新任職員研修	新任職員	2回/年	28人
	内部監査員研修	内部監査員	1回/年	0人
受入検査	受入検査担当職員研修	受入検査担当職員	2回/年	9人

循環型社会の形成に向けた取組

施設の適切な運転管理及び計画的な保全・更新

■ 施設の適切な運転管理及び計画的な保全・更新

廃棄物の埋立処分事業を通じた環境負荷の少ない健全で持続可能な循環型社会形成を図るためには、施設・設備の機能を保全しつつ、埋立、運搬等に伴う環境負荷をできるだけ少なくしていくことが必要です。

大阪湾フェニックスセンターは、受入、海上輸送及び埋立処分に係る運転方法について不断の見直しを行うとともに、施設・設備の点検・修繕・更新等を計画的に実施し、環境負荷が少ない事業運営に取り組んでいます。

① 運転方法の継続的な改善

● 最適な埋立方法の検討

各埋立処分場において、それぞれで想定される廃棄物搬入量を念頭に、運搬船からの揚陸方法、処分場内の運搬方法及び、水面下の深さや陸域化の状況に対応した埋立方法について、揚陸・運搬機械の運転台数や埋立区域等を考慮し、より効率的で、大気質や騒音・振動といった環境負荷が少なくなる方法を検討しています。



揚陸状況



積込・運搬



浮桟橋による埋立



● 運搬船の運航見直し

各基地から搬出される廃棄物量をもとに、適宜、より効率的な運航計画をたて、廃棄物の海上運搬を行っています。



基地からの運搬船積込状況



運搬船及び押船

循環型社会の形成に向けた取組

施設の適切な運転管理及び計画的な保全・更新

②アセットマネジメントの実施

●長寿命化総合計画の策定

センターが所管する施設において、施設・設備の老朽化の進行に対し、施設の長期的な信頼性を確保するために、現状の管理手法と整合を図りながら、主要な施設ごとに、効率的・効果的な維持管理、点検及び更新を行うことを目的に、平成 30 年度に長寿命化総合計画を策定しました。

(対象施設及び範囲)

廃棄物処分場（4 施設）及び搬入基地（9 施設）内の施設にある主要な機械・電気設備、土木構造物・建築物が対象です。

(対象期間)

令和元年度を初年度とし、令和 40 年度を目標年次とする 40 力年計画です。概ね 5 年ごと、又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は本計画を見直すこととしています。PDCA サイクル

(Plan,DO,Check,Act) による継続的な改善に努めることで、より実現性の高い計画に更新し、継続的な施設の運営管理を実施していきます。

(基本的な方針)

・個別機器の維持管理データの集約化

機器整備・補修の状況、点検結果、劣化の状況等の情報を集約し、一元的に把握できる仕組み（機器台帳）により、機器の維持管理の効率化を目指しています。

【施設台帳の構成イメージ】



・設備の信頼性と効率性の確保

全ての設備、機器等を同じように維持管理するのではなく、当該設備の故障時の社会的影響、機器・部品の故障の影響、機器・部品の故障の発生状況により機器の保全方法を区分し、効率的な維持管理を実施していきます。

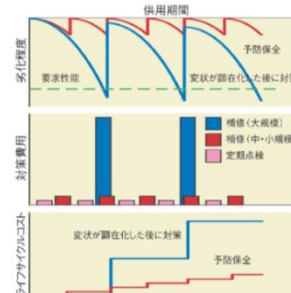
設備の整備計画においては、現地調査による点検の健全度評価を踏まえ、既存の更新実績と整合を図りつつ、機器の機能を総合的に勘案し、維持管理における整備・更新の優先度を整理しています。

上記により計画的な施設の運営管理を行い、長期的な施設の信頼性と効率性の確保を目指しています。

【保全方式の設定の流れ】

保全方式	保全の内容	設定例
事後保全 (BM: Breakdown Maintenance)	設備・機器の故障停止、または機能低下してから修繕を行う方式。	管理棟、境内道路
予防保全 (PM: Prevention Maintenance)	機能診断で状況を把握して性能水準が一定以下になる前に保全措置を行う方式。	
状態基準保全 (CBM: Condition-Based Maintenance)	機器・設備の状態を基準に保全措置を行う方式。	可動床 油圧設備 など
時間基準保全 (TBM: Time-Based Maintenance)	時間を基準に一定周期(時間)で保全措置を行う方式(状態基準保全と併用する場合もある)。	トラックスケール 電気設備 など

【予防保全の効果イメージ】

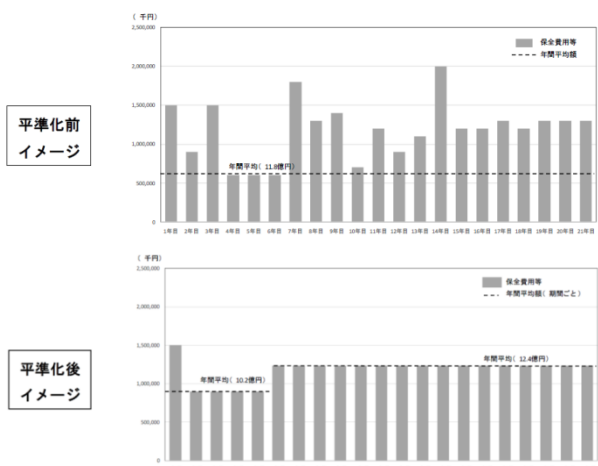


予防保全のメリット

- ・突発的な故障が減り、その費用の発生を防げる。
- ・故障してから短時間で復旧できる。
- ・維持管理更新費の費用が平準化する。
- ・設備の長寿命化が図れる。

・長期的な運営管理コストの縮減と予算の平準化

整備計画等に基づき、計画的な維持管理を行うことで、長期的な運営管理コストの縮減に努めるとともに、整備・更新に係る費用の平準化を図ることにより、限られた予算の中で施設の維持管理の効率化を目指しています。



■ 災害対応能力の強化

大阪湾フェニックス事業は、近畿圏の経済社会に不可欠な事業であり、災害時・事故時による影響を最小限に抑える必要があります。また、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物の受入も期待されています。

大阪湾フェニックスセンターは、災害・事故に対する迅速な対応、未然防止策の適切な実施、地域との連携等の取組を実施し、災害対応能力の強化に取り組んでいます。

① 災害時、事故時における迅速な対応

「大阪湾広域臨海環境整備センター災害・事故対策実施要領」を定め、災害等による被害が発生したとき又は被害の発生が想定されるときに、組織を挙げてこれに対応し、適正な対策を円滑に実施することとしています。

内容については、適宜訓練を行い、必要に応じて変更を行っています。

また、埋立処分場において、排水処理の水質異常等環境上の緊急事態を想定した訓練を実施しているほか、搬入基地では、地震や津波対応の訓練を実施するなど、災害時、事故時に迅速に対応できるよう万全を期しています。



② 主要施設の耐震化

近い将来、南海トラフ巨大地震等の発生が予測される中、地震・津波被害により、処分場・基地施設が長期にわたり機能停止せず、処分場護岸から管理型廃棄物が流出しないよう、必要な耐震性能を確保する必要があります。

現在、処分場護岸の施設管理者である4港湾管理者において、順次、処分場護岸の耐震性能照査が行われているところです。

基地施設については、延命化工事に合わせて、耐震性能を確保していくこととしています。

③ 関係機関との連携強化

平成30年2月に大阪湾港湾機能継続計画（BCP）推進協議会に参画するとともに、包括的災害協定に参画し、被災時の早期復旧に向けた取組みを推進しています。

自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進

海域環境の修復・再生

大阪湾フェニックス事業は貴重な海面を埋め立てる廃棄物海面埋立事業であるため、生物多様性の確保や人と自然のふれあいなどに配慮し、自然との共生をめざしていくことが重要です。そのため、埋立護岸を活用した海域の自然環境の修復再生・環境創造に積極的に取り組むことにより、次世代に継承しうる大阪湾にふさわしい環境の創造を図っています。



■ 海域環境の修復・再生

海面処分場においては、埋立護岸における自然再生に向けた積極的な働きかけが必要です。そのため、神戸沖及び大阪沖埋立処分場の護岸の一部には緩傾斜護岸を採用しています。大阪湾フェニックスセンターは、埋立処分場護岸における環境創造的な取組を通し、埋立処分場周辺海域において良好な水質環境と生物の多様性を確保し、豊かな自然環境の回復を図っていきます。

① 埋立処分場護岸における生物生息環境の創出

海域環境の修復・再生に取り組むため、神戸沖及び大阪沖埋立処分場の護岸の一部に緩傾斜護岸を採用しています。

緩傾斜護岸とは、直立護岸や消波ブロックを用いた傾斜護岸（1：4/3 の傾斜）より緩やかな1：2～2.5の勾配の護岸であり、他の護岸と比べ、護岸前面に藻場や魚類の生息空間となる浅場を形成するため、生物の多様化が期待できます。神戸沖埋立処分場は東側護岸の約1,600m、大阪沖埋立処分場は北西側護岸の約1,300mが緩傾斜護岸となっています。

● 処分場周辺の生き物 ～海生生物調査～

令和4年度に神戸沖・大阪沖・泉大津沖埋立処分場で海生生物調査を行いました。調査の内容は坪刈りや目視による植物・動物の調査、及び遊泳魚類等調査などを春季に行いました。

【神戸沖埋立処分場】

藻場構成種となるワカメ、シダモク、タマハキモクが各護岸で広範囲に確認されました。特に緩傾斜護岸で多く、ワカメは－1～－5m付近、シダモクは－3～－7m付近、タマハキモクは－1～－3m付近を中心に繁茂していました。魚類ではメバル、カサゴ、ウミタナゴ、スズメダイ等が緩傾斜護岸、傾斜護岸を中心に－2～－7m付近で確認されました。

【大阪沖埋立処分場】

平成21年度から埋立開始後10年以上が経過しましたが、藻場構成種となるワカメ、シダモク、タマハキモクが広範囲に藻場を形成しており、神戸沖処分場と同様の遊泳魚類も見られ、生物の生息基盤としての護岸環境の安定化が進んでいるものと考えられます。

【泉大津沖埋立処分場】

藻場構成種となるワカメが多く確認され、魚類ではエコ護岸付近等でメバル、ウミタナゴ、アイナメ等が確認されており、これらの魚類の生育場として機能しているものと考えられます。

なお、本調査は、2年に1回の頻度で行っており、次回は令和6年度に実施します。



ワカメ（神戸沖）



シダモク（大阪沖）



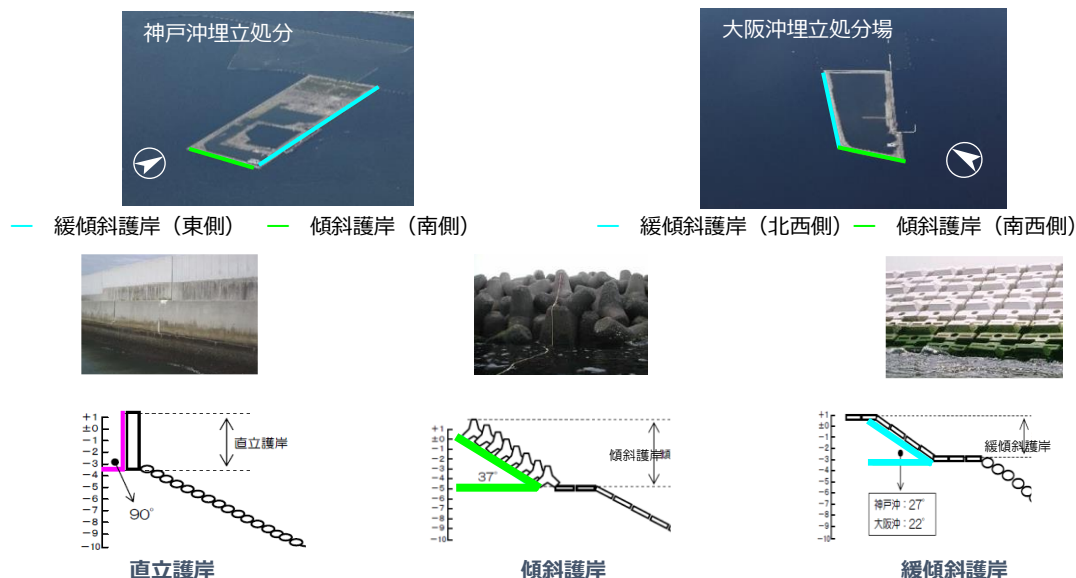
メバル（大阪沖）



カサゴ（泉大津沖）

自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進

海域環境の修復・再生



②直立護岸の環境改善

●エコ護岸への改修（泉大津沖）

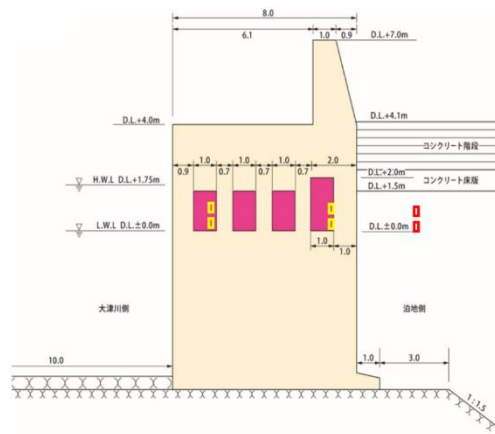
泉大津沖埋立処分場では、一部の護岸が直立護岸であるため藻場が形成されにくく、海生物の生息密度も低い状況にありました。

そこで、周辺自治体とも協力し、直立護岸を環境配慮型護岸（エコ護岸）に改修して多様な生物が生息できる環境を創造しています。

泉大津沖で採用したエコ護岸は、海水面付近の上段にカニ等が生息しやすい石積みをも、その下段に中空ブロックを配する多段構造とし、既存護岸の前面に設置して、生態系の回復を図るもので、直立護岸と比較して、貝類等の付着動物の出現種の豊富さや群集構造の安定性、顕著な漁礁機能を確認しています。

現在、エコ護岸の延長距離は試験施工分も含め 80m となっています。

また、令和元年度において、その表面に多くの多様な付着生物や海藻の付着が可能となり、さらにはカニ等マクロベントスの生息場所になるなど海域環境の再生に寄与する構造を目指し、かつ安価で環境再生に効果のある護岸改良の検討を行うため、研究会を設立して、新たな構造（簡易型環境配慮コンクリートパネル）を検討し、現地に小型モデルとなる簡易型環境配慮パネルを設置しました。



簡易型環境配慮コンクリートパネル

自然との共生をめざした大阪湾フェニックス事業の推進

埋立地における自然環境の創造

■ 埋立地における自然環境の創造

尼崎沖埋立処分場及び泉大津沖埋立処分場においては、管理型埋立区画の廃棄物受入が終了しており、既に造成された区画が裸地の状態にあります。これらの区画では、一部で野鳥の営巣が認められるなど、新たな造成地において海と陸との連続性が形成されつつあります。

大阪湾フェニックスセンターは、新たな造成地がもつ潜在的な自然度を的確に把握し、海面埋立事業が、港湾機能の充足とともに人と自然との共生の場となるよう、大阪湾にふさわしい都市環境創造の取組を進めています。

① 埋立地における野鳥の生息状況の把握と工事影響の軽減対策

● 貴重鳥類の営巣確認、保護区域の設定

埋立処分場では、埋立が進むにつれ陸地化したエリアや水溜り、浅瀬などが混在する状況になります。このような環境を好んで営巣する野鳥も見られることから、貴重な種の営巣が確認された埋立処分場においては、営巣場所を工事実施区域外に誘導するなど工事影響の低減に努めています。

● 野鳥の定点観測への協力

大阪湾圏域の臨海部では、様々な団体が野鳥の定点観測を実施しています。野鳥の飛来が観察されている大阪湾フェニックスセンターは、これらの観測調査に積極的に協力しています。

② 埋立地の緑化と植生状況の把握

受け入れた陸上残土の土壌改良方法や樹種の適応性を検討するため、埋立処分場内に試験区画を設けて試験植栽を行っています。

これまで、クロマツ、ウバメガシ、トベラ、マサキ、クロガネモチ、オオシマザクラ等を選定し、経過観察を行っています。

尼崎沖及び泉大津沖埋立処分場の一部は、竣工後、港湾緑地など緑化整備されるため、これらの試験データは、緑地整備における基礎資料になります。



ハマシギ



ツクシガモ

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

双方向コミュニケーションの強化

大阪湾フェニックス事業が廃棄物の適正処理を通じて社会的信頼を確立し、地域社会と共生していくため、ともに循環型社会の形成をめざす一員として、地域住民や事業者への情報提供や広報を行うほか、環境に関する啓発活動の取組などを推進していきます。



■ 双方向コミュニケーションの強化

大阪湾フェニックスセンターは、大阪湾フェニックス事業の進捗状況の公表や環境監視結果の自治体への報告などを継続的に実施し、透明性のある事業の推進に取り組んでいます。今後は、社会情勢の変化や情報インフラが高度に発達した背景を受け、情報発信の多様化や、広く市民を対象とした情報公開などの機会創出に努め、多様な主体とのコミュニケーションを確立し、地域社会に信頼された大阪湾フェニックス事業の推進を図っていきます。

① 廃棄物処理事業に係る情報の公開

関係者と情報を共有する仕組みとして、大阪湾フェニックス事業に関する的確な環境情報をインターネットや広報誌等に掲載するなど、情報提供の機会を多様化したり、様々なイベント等の機会を活用した双方向コミュニケーションに努めています。

● ホームページの活用

廃棄物の受入基準の変更や、廃棄物搬入車両の通行ルートの変更情報など、廃棄物の受入に関する情報を、インターネットで周知しています。また、各埋立処分場の放流水水質調査結果や周辺海域の水質調査結果などの環境情報、各種お知らせ、調達情報についても、随時更新しています。

<http://www.osakawan-center.or.jp>



● 広報誌「i Land Fill」の発行

事業計画や環境への取組等、様々なトピックを盛り込んだ広報誌を発行しています。現在は、よりタイムリーな話題を提供できるよう発行形態を変更し、不定期刊行としました。

バックナンバーは、本社、大阪建設事務所及び兵庫建設事務所の各窓口にて配布しているほか、ホームページでも閲覧できます。



● 広報 DVD の活用

家庭や事業者から排出された廃棄物がどのようなルートを通って、最終的にどこへ行くのか、「ごみのゆくえ」を分かりやすく解説した広報用 DVD（日本語版・英語版・中国語版）を作成し、活用しています。

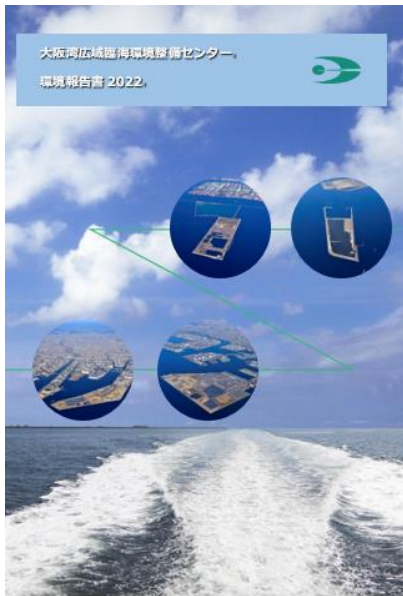
<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/movie>

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携 双方向コミュニケーションの強化

②環境管理計画に基づく取組の公表

環境に関する取組を取りまとめた「環境報告書 2022」を作成し、ホームページに掲載しています。

http://www.osakawan-center.or.jp/images/kankyoka/kannkyoukannri_EA21/kankyohoukokusyo2022.pdf



④排出者とのコミュニケーションの実施

新規に申込みのあった管理型産業廃棄物の受入にあたり、「適正受入協議会」において、受入の適否について審査しています。

③各種独自調査結果のホームページでの公表

海生生物調査など、法律に基づかない自主調査結果についても、随時ホームページで公表しています。

<http://www.osakawan-center.or.jp/index.php/initiatives-on-the-environment/marine-biological-research>



環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

環境啓発の推進と環境技術の普及

■ 環境啓発の推進と環境技術の普及

大阪湾フェニックス事業において培われた廃棄物処理技術やこれに派生する情報を積極的に生かす機会を創出し、全ての関係者が環境を守る技術・方法を学ぶ機会や、循環型社会の形成に向けた普及啓発に取り組んでいます。

① 3R推進のための啓発イベント参加

大阪湾フェニックスセンターは、社会全体が廃棄物の発生を少なくし、最終処分場が長く使用できるよう、3Rの推進などの啓発を行うことを目的に、環境啓発イベントに積極的に参画しています。

これまで、府県や市が開催する環境イベントに積極的に参加し、パネル展示やスライドショーを通して、広く大阪湾フェニックス事業の紹介を行ってきました。

令和4年度は、5件のイベントに参加しました。

環境啓発イベント等への出展実績（令和4年度）

	イベント名	開催日時	開催場所	主催者等
1	泉大津フェニックスコンサート	「OTODAMA」 5月5(木)、7(土)、8日(日) 「RUSH BALL」 8月27(土)、28日(日) 「HAZIKETEMAZARE FESTIVAL」 9月10(土)、11日(日) 【計7日間】	泉大津沖埋立処分場跡地（泉大津市） 	にぎわいづくり委員会 （大阪港湾局他）
2	おおつエコフェスタ	7月31日(日)	ピアザ淡海（大津市）	大津市
3	ごみ減量フェスティバル	11月3日(木)	大阪城公園（大阪市）	大阪市
4	おもしろ環境まつり	12月3日(土)	和歌山市立市民体育館（和歌山市）	おもしろ環境まつり実行委員会 （和歌山県他）
5	京都環境フェスティバル	11月14日(月)から 12月11日(日)まで	特設サイト	京都環境フェスティバル （京都府他）

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

環境啓発の推進と環境技術の普及

②学会等を通じた環境保全・創造の取組成果の積極的な公表

全国都市清掃研究・事例発表会での取組成果の発表など、学会等を通じて積極的に公表を行っています。

③海面処分場の運営管理に係る技術開発

「廃棄物の適正処理・水処理に係る調査研究助成事業」で得られた最新の知見等を踏まえ、海面処分場の運営管理に係る技術開発に努めています。

④環境保全の取組の普及啓発

大阪湾フェニックス計画事業及び3R活動に基づく循環型社会の重要性を広く知っていただけるよう、市民の方々を対象にフェニックス講座を開催しています。

また、各埋立処分場や搬入基地において、視察・見学の受入を行っています。ただ、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、令和4年度は視察のみ10月から再開し・見学の受入れは引き続き中止としました。希望者には、見学用ビデオとともに廃棄物処分量、環境監視結果などを、HPで配信していることを紹介しています。

埋立処分場の視察・見学実績（令和4年度）

処分場名	件数	人数
尼崎沖埋立処分場	1件	3名
泉大津沖埋立処分場	－	－
神戸沖埋立処分場	9件	103名
大阪沖埋立処分場	3件	14名
合計	13件	120名

搬入基地の視察・見学実績（令和4年度）

搬入基地名	件数	人数
大阪基地	－	－
堺基地	－	－
和歌山基地	－	－
神戸基地	6件	58名
姫路基地	1件	20名
播磨基地	－	－
尼崎基地	－	－
津名基地	－	－
合計	7件	78名



埋立処分場の見学の様子

■ 多様な主体との連携・協力の推進

大阪湾フェニックス事業が地域社会に根ざした事業として、新たな環境創造を図っていくためには、大阪湾フェニックスセンターと各主体間とのこれまで以上に幅広く緊密な連携を図ることが求められています。

大阪湾フェニックスセンターは、NPOや地域住民等が取り組む3Rの推進等の様々な主体による実践的な活動と連携し、それぞれの立場における自発的な環境配慮活動の活発化と相互理解を図っています。また、専門家と協力し、海面埋立事業と海洋環境保全・創造に関する研究にも取り組んでいます。

① 地域での3Rの推進等の活動の支援

地域の環境保全と3Rへの取組を一層推進していくには、多様な取組を進めている市民活動団体との連携が大切であることから、市民活動への助成事業を平成18年度から開始し、これまでに延べ100団体以上の活動に助成を行ってきました。

令和4年度は、6団体の活動への助成を行いました。その活動の中には、3Rの推進や海域環境の再生など様々な分野での活動が含まれています。(実績の詳細は資料編 p62 参照)

② 大学等の研究の支援及び大学と連携した海域環境の保全・創造の研究の推進

「大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成事業」を平成20年度から実施しており、令和4年度は、6件に対して助成を行いました。

これらの事業は、大学・研究機関等における若手研究者の調査研究に助成を行い、その成果を通じて、大阪湾圏域における循環型社会の形成や海域環境の再生・創造等に寄与することを目的として実施しています。毎年、それぞれの事業で成果発表会を開催し、活発な意見交換が交わされています。(実績の詳細は資料編 p62 参照)



研究成果発表会の様子

環境コミュニケーションの推進による地域社会との連携

多様な主体との連携・協力の推進

地域活動団体、研究への助成事業（令和 4 年度）

助成事業名	環境保全市民活動等助成事業	大阪湾圏域の 海域環境再生・創造 に関する研究助成事業
対象テーマ	①循環型社会の形成推進、3R の推進に関する活動（清掃奉仕活動を除く） ②水域環境保全（水質保全、水域生物環境の保全等）に関する活動 ③①②のテーマに関する調査研究、環境教育、啓発活動	大阪湾圏域の海域環境の再生・創造に寄与する研究
対象者	市民団体（NPO 法人等）	同左
助成額	活動経費の 1/2、12 万円を上限	1 件当たり 160 万円を 限度
R 4 年度 助成件数	6 件	6 件
審査	内部審査会	同左
助成期間	1 年間	1 年間
成果の公表	実績報告書提出	研究成果発表会

③関係事業者との連携による処分場の維持管理技術の向上

「廃棄物海面埋立管理技術会議」に参加し、海面埋立処分場の維持管理技術上の課題等について情報交換と検討を行うとともに、全国廃棄物処理公社等連絡協議会を通じた意見交換を行い、関係事業者との連携により、維持管理技術の向上を図っています。

④国際交流の推進

大阪湾フェニックスセンターでは、国際交流として、毎年、JICA 研修への協力等を行っています。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止等の影響により、研修の協力等を行うことができませんでした。

- 環境管理計画 2030（抜粋）
- 環境関連法規制等の遵守状況
- 環境管理計画 2030（日常業務編）に係る環境経営目標
- 取組項目の整理の内容
- 各取組項目の具体的内容
- エコアクション 21 に係る代表者による全体の評価と見直し・指示
- 各事業所の環境負荷関連データ
- 廃棄物埋立処分量実績
- 排水処理施設放流水水質
- PRTR に係る排出物質 経年変化一覧表
- 地域活動団体、研究への助成事業実績
- 廃棄物受入基準

■環境管理計画 2030（抜粋）

1 計画策定の背景・趣旨

大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター、以下「センター」という。）は、広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿2府4県169市町村から排出される廃棄物を大阪湾において適正に埋立処分を行うとともに、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を行っている。

フェニックス事業の実施に伴う環境影響については、環境影響評価手続等を通じて可能な限りの低減等を図っているところであるが、より一層の低減を図るため、2006年度（平成18年度）に「エコアクション21（EA21）」の認証を取得するとともに、2007年度（平成19年度）には「大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画」（以下「前計画」という。）を策定し、今日まで様々な取組を積極的に推進してきた。その結果、放流水質の適正管理や粉じんの飛散防止の徹底等のほか、電気使用量の削減等の環境保全に関する取組について目標以上の成果を達成することができた。

一方で、前計画の策定以降、2015年（平成27年）に人類共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）※1」が国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択されるとともに、同年の気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて採択されたパリ協定において、いわゆる「1.5℃目標」が共有されたことをきっかけに、その後の国際的議論が活発化した結果、「2050年カーボンニュートラルの達成」が事実上の新たな国際目標となるなど、事業を取り巻く状況は大きく変化している。

また、フェニックス事業についても、廃棄物の受入物量の減少等に伴い経営状況が厳しさを増す中、1期事業（尼崎沖・泉大津沖埋立処分場）・2期事業（神戸沖・大阪沖埋立処分場）に続く3期事業として、現在、3期神戸沖埋立処分場の建設に向けた取組を進めており、その社会的使命を果たすためには、今後とも地域社会・大阪湾との共生を図りながら事業を推進していく必要がある。

更に、今後、ESG投融資※2やカーボンプライシング※3等の社会への浸透が見込まれ、カーボンニュートラルを始めとした環境保全対策の取組状況は、ステークホルダーから事業運営上のリスク要素と認識される状況になってきており、この点からも、環境保全対策については、これまで以上に推進していく必要がある。

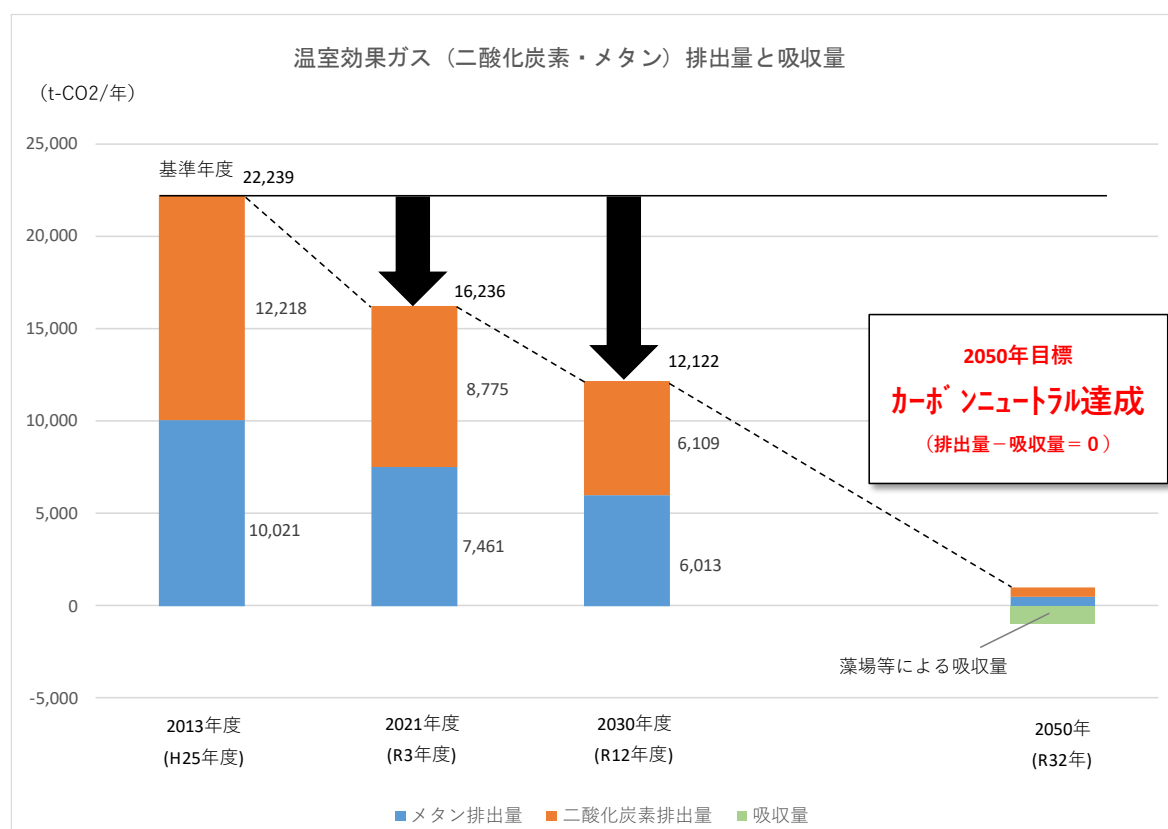
当センターは、これまでに培った環境保全に係る知見を最大限活かしつつ、これらの状況の変化にも積極的に対応していくこととし、今回、今後の環境保全に関する取組の基本方針、目標、具体的取組の内容等について、新たに「大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画2030」（以下「本計画」という。）としてとりまとめるものである。

- ※1 SDGs : Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標
2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない事を誓っている。
- ※2 ESG投融資 : 従来の財務情報だけでなく、ESG(環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance))の情報を踏まえて行う投融資
- ※3 カーボンプライシング : 炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法(炭素税、排出量取引等)

カーボンニュートラルの考え方について（2050 年目標）

2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素、メタン）排出量の削減を最大限進めるとともに、処分場の緩傾斜護岸の藻場による二酸化炭素吸収量（ブルーカーボン※）の最大化を図ること等により、カーボンニュートラル（排出量－吸収量＝ゼロ）の達成を目指す。

※ ブルーカーボン：海洋生態系の生物を通じて吸収固定される炭素

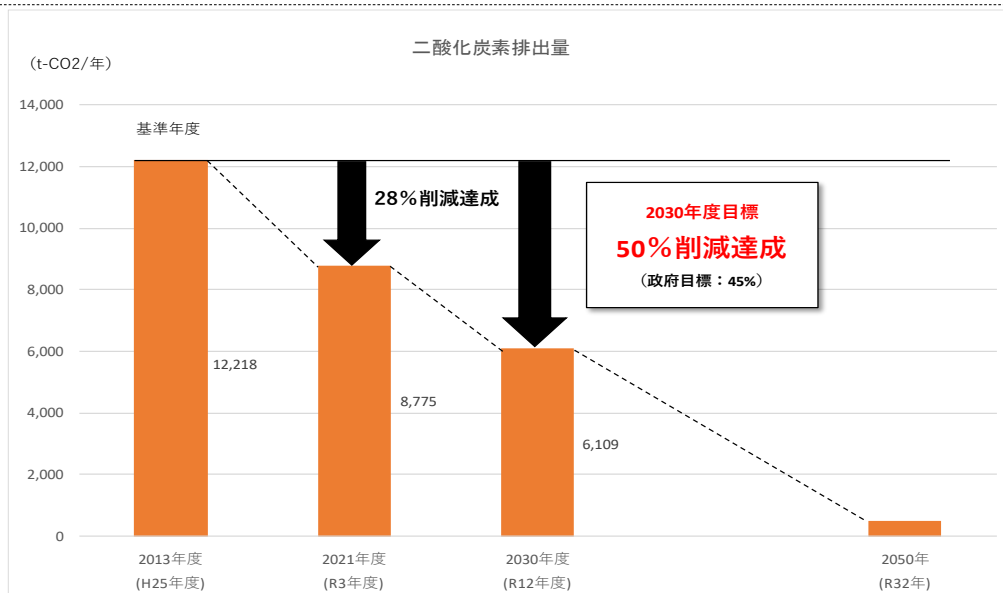


資料編

二酸化炭素及びメタン排出量削減の考え方について（2030 年度目標）

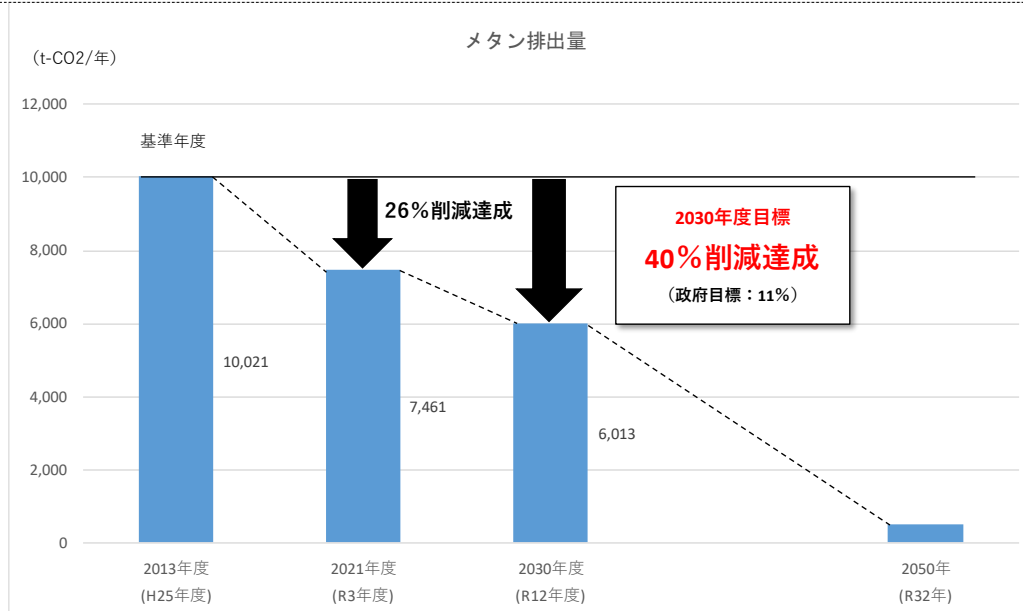
二酸化炭素

2021 年度の排出量は 8,775t-CO₂ となっており、2013 年度比で 28%の削減を達成している。
今後、更なる取組を進め、2030 年度までに政府目標（45%削減）を上回る 50%削減を達成する。



メタン

2021 年度の排出量は 7,461t-CO₂ となっており、2013 年度比で 26%の削減を達成している。
2030 年度の政府目標（11%削減）は既に達成しているものの、今後、更なる取組を進め、
2030 年度までに 40%削減を達成する。



第5章 具体的取組内容

1 地域社会・大阪湾との共生 柱1

基本的な考え方

- ・フェニックス事業（廃棄物の最終処分・港湾整備）の確実な推進により、今後とも地域社会の環境保全と発展に積極的に貢献する。
- ・前計画に基づいて推進してきた環境保全に関する各種取組について、引き続き確実に実施するとともに、カーボンニュートラル、3R+Renewable※等、新たな課題についても果敢に挑戦していく。
- ・大阪湾で事業を行う者として、環境の保全と創造により大阪湾との共生を更に推進する。

※ 3R+Renewable：これまでの3R(Reduce、Reuse、Recycle)に加えて、Renewable（再生可能資源への代替）を目指す取組

(1) 地域社会との共生

具体的取組内容
① フェニックス事業の確実な推進による地域社会の環境保全と発展への貢献 ② BCP※に基づく安定した廃棄物処理の推進 ③ 災害廃棄物対策への貢献 ④ 海面埋立処分場のトップランナーとしての取組の推進 (環境保全対策、カーボンニュートラルへの挑戦等) ⑤ 処分場の見学、インターネット・SNSによる情報発信や地域の環境イベントへの参加等を通じたフェニックス事業・3R+Renewableへの理解の推進 ⑥ 研究助成事業を通じた海域環境に関する科学的知見の向上への貢献 ⑦ 市民活動助成事業を通じた地域の環境保全活動への貢献 ⑧ 環境報告書の公表等によるセンター事業の環境保全対策に対する理解の推進

※ BCP：Business Continuity Planning（事業継続計画）

(2) 大阪湾との共生

区分	具体的取組内容
共通	① 環境関連法令の遵守 ② 環境影響評価・環境監視調査の実施、環境保全対策の実施
循環型社会 の形成	③ フェニックス事業の確実な推進【再掲】 ④ 3R+Renewable の推進 (使い捨てプラスチックをはじめとした廃棄物排出量の削減、北°-用紙使用量の削減、グリーン購入の推進等)
水・大気環境 等の保全	⑤ 受入基準の重層的な確認の実施 (目視検査、展開検査、抜取検査、中間検査の実施) ⑥ 粉じんの飛散防止対策の実施 (集塵機、拡散防止シートの使用、散水の実施、粉じん濃度測定等) ⑦ 確実な排水処理の実施 (法令より厳しい管理目標値の設定及び遵守)
生物多様性 の保全	⑧ 処分場における緩傾斜護岸等の整備による藻場の育成 ⑨ 処分場における貴重鳥類に配慮した事業の実施
地球温暖化 の防止	⑩ カーボンニュートラルへの挑戦 柱2

2 カーボンニュートラルへの挑戦 柱2

基本的な考え方

- ・二酸化炭素排出量の削減については、「エネルギー使用量の削減」と「エネルギー使用量当たりの二酸化炭素排出量の削減」の2つの側面から取組を進める。
- ・二酸化炭素排出量の削減について、燃料の使用に伴う排出（Scope1）、電気の使用に伴う排出（Scope2）に加え、関連他社による排出（Scope3）の観点からも積極的な取組を進める。
- ・二酸化炭素排出量の削減目標（2013年度比50%削減）について、センターとして実施可能な取組のみによってはその達成が困難であると考えられることから、低炭素型設備・燃料の開発（イノベーション）・普及の動向について最新の情報を収集し、積極的な導入を検討する。
- ・メタン排出量の削減について、メタンは上水汚泥中の有機成分の分解に伴って排出されることから、上水事業者へのリサイクル推進の要請を通じた汚泥処分量の削減等により、その排出量の削減を進める。
- ・カーボンニュートラルへの挑戦に関する具体的取組については、同時に経費削減にも繋がるものから優先して進めていく。
- ・2050年目標に向けた具体的取組についても、実施可能な取組については前倒しして実施していく。

(1) 2030年度目標に向けた具体的取組

区分	具体的取組内容	対象	
エネルギー使用量の削減	① 効率的な船舶の運航 (運航便数の削減・陸電システム導入の検討等)	海上	重油
	② 効率的な排水処理施設の運転 (更新時の高効率発電機の導入、水質に応じた排水処理の縮小化、LED化の推進等)	処分場	重油 電気
	③ 効率的な重機・ダンプの運転 (更新時の低炭素型車両の導入 アイドリングストップ等)	処分場 基地	軽油
	④ 効率的な集塵機の運転 (更新時の高効率モーターの導入、適切なメンテナンスの実施、受入時間の最適化の検討等)	基地	電気
	⑤ 公用車のEV化の推進	執務室 基地	ガソリン
	⑥ 基地の信号等のLED化の推進	基地	電気
	⑦ 執務室におけるLED化の推進	執務室	電気
	⑧ 1期処分場（尼崎沖・泉大津沖埋立処分場）の早期廃止	処分場	電気 軽油
	⑨ 3期神戸沖埋立処分場護岸建設工事の低炭素化の検討（低炭素型工法・機種の採用の検討等）	海上 処分場	重油 軽油
	⑩ ホットワークを見据えた働き方改革の推進 (Web会議の推進、業務の電子化(DX)・テレワーク導入の検討等)	執務室	電気 ガソリン

資料編

Iエネルギー使用量 当たりのCO2 排出量の削減		⑪ 環境配慮型電力（CO2フリー電力）調達の推進	執務室 基地 処分場	電気
		⑫ 低炭素型設備・燃料の開発（イノベーション）・普及 についての情報収集、積極的な導入の検討	基地 海上 処分場	重油 軽油
その他		⑬ 上水事業者に対する上水汚泥のリサイクル推進の要請 によるCO2排出量の削減	-	-
		⑭ 上水汚泥のCO2排出係数に関する実測の検討	-	-
		⑮ 処分場における緩傾斜護岸等の整備による藻場の 育成【再掲】 (CO2吸収量（ブルーカーボン）の算定、最大化、クレジット化の検討等)	-	-
		⑯ カーボンニュートラルポート（CNP）※の取組との連携の 検討	-	-
		⑰ 低炭素型設備・燃料の開発（イノベーション）への 協力の検討	-	-
	Scope3 の取組	⑱ 廃棄物の搬入事業者（公共・民間）に対する低 炭素化に向けた取組の要請 (3R+Renewableの要請、廃棄物運搬車両の低炭素化の要請等)	-	-
		⑲ ポストCO2を見据えた働き方改革の推進【再掲】	-	-
		⑳ 3R+Renewableの推進【再掲】	-	-

※ カーボンニュートラルポート（CNP）：水素やアンモニア等の活用に向けた受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じ、港全体で温室効果ガス排出ゼロを目指す施策

（２）2050年目標に向けた具体的取組（実施可能な取組については前倒しして実施）

区分	具体的取組内容	対象	
Iエネルギー使用量 の削減	① 重機・ダンプの電動化、燃料電池（FC）化の開発・ 普及についての情報収集、積極的な導入の検討	基地 処分場	軽油
	② 水素電動船、LNG船等の脱炭素・低炭素型船舶の 開発・普及についての情報収集、積極的な導入の検討	海上	重油
	③ 排水処理施設における電源の脱炭素化の検討 (太陽光パネルの設置、水素発電機の導入等)	処分場	重油
	④ 2期処分場（神戸沖・大阪沖埋立処分場）の 廃棄物受入終了後の早期廃止	処分場	重油 軽油
Iエネルギー使用量 当たりのCO2 排出量の削減	⑤ 低炭素型設備・燃料の開発（イノベーション）・普及 についての情報収集、積極的な導入の検討【再掲】	基地 海上 処分場	重油 軽油

3 日常業務における取組

柱1「地域社会・大阪湾との共生」、柱2「カーボンニュートラルへの挑戦」における具体的取組の多くは、主に「事業の見直しや設備投資を伴う取組」であるため、「執務室での職員の日常業務における取組」について、別途、削減目標を掲げ取組の推進を図る。

基本的な考え方

- ・執務室における取組のうち、「カーボンニュートラルへの挑戦」に関係の深い「電気使用量の削減」、「廃棄物排出量の削減」、「コピー用紙使用量の削減」の3項目について、目標を掲げ取組の推進を図る。
- ・これらに関する取組については、その多くが既に実施、定着しており、いずれも設備やシステムの変更等がない限り、今後の大幅な削減は困難であると考えられるため、2030年度（令和12年度）までの取組目標については、「過年度（2019年度（令和元年度）～2021年度（令和3年度））実績の平均」とするものの、より一層の取組の強化により可能な限りの削減を目指す。

取組項目毎の目標（2023年度～2030年度）

区 分		電気使用量 (kWh) ※	廃棄物排出量 (kg)	コピー用紙使用量 (枚)
全 体		2,293,000	2,770	577,000
	本社	69,000	410	343,000
	大阪建設事務所	1,270,000	1,900	136,000
	兵庫建設事務所	954,000	460	98,000

※ 各建設事務所における電気使用量について、基地の執務室部分と集塵機等の設備部分に区別して把握することができないため、目標値については基地の設備部分を含む。

■ 環境関連法規制等の遵守状況

環境関連法規制については、環境経営システムのなかで、「法規制登録・遵守評価表」を作成してチェックを行い、違反があった場合は是正することになっています。また、当センターに適用される主要な環境関連法規制等は下表のとおりです。

環境法規制等の遵守状況に関する定期評価の結果、地球温暖化対策推進法で求められている報告の漏れが判明し、所管庁へ報告し、指導に従って是正しました。

適用される法規制等	適用を受ける内容	遵守状況※
広域臨海環境整備センター法	団体設立の認可、フェニックス基本計画の認可、埋立物の受入基準の設定及び遵守など	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設の設置、構造、維持管理等に係る基準、廃棄物の処理に関する基準、周辺海域の水質等の監視調査の実施や処理水の放流基準の遵守など	○
ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物に含まれるダイオキシン類による環境汚染の防止、適正な施設管理など	○
土壌汚染対策法	汚染土壌の処理基準の遵守	○
環境影響評価法	廃棄物最終処分場の設置並びに公有水面の埋立に係る環境影響の把握及び適切な措置	○
水質汚濁防止法	事故等発生時の適切な措置及び措置の概要についての都道府県知事への報告	○
電気事業法	自家用電気工作物（発電機）のばい煙に係る規制基準の遵守	○
大気汚染防止法	ばい煙発生施設におけるばい煙の排出状況の把握及び排出を抑制するための措置の実施	○
騒音規制法	騒音に係る規制基準の遵守	○
振動規制法	振動に係る規制基準の遵守	○
悪臭防止法	悪臭に係る規制基準の遵守	○
浄化槽法	浄化槽の適切な維持管理及び法定検査の受検	○
フロン排出抑制法	フロン使用設備の点検・管理と設備廃棄時の適切な処理	○
自動車リサイクル法	使用済自動車の引渡し業者への引渡し	○
家電リサイクル法	家電製品のリサイクル及びリユースを確実にを行う業者への引き渡し	○
消防法	危険物貯蔵所の位置、構造及び設備の適正な維持管理	○
海洋汚染防止法	廃棄物運搬船からの油及び廃棄物の排出禁止、海洋施設からの廃棄物の排出禁止	○
港則法	港湾、航路上における航行ルールの遵守、バラスト、廃油、ごみ等の廃棄の禁止など	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	グリーン購入、グリーン調達の推進	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	事業に係る製品の長期的な使用及び副産物等の有効活用の促進	○
建設リサイクル法	建設工事により発生する建設資材廃棄物の再資源化等の促進	○
化学物質排出把握管理促進法	指定化学物質の排出量の把握及び報告	○
計量法	計量器の定期検査の受検	○
オフロード法	特定特殊自動車の使用	○
水銀汚染防止法	水銀使用廃棄物の処理に関する規制	○
地球温暖化対策推進法	温室効果ガス算定排出量の報告	×

※遵守状況 ○：適合または違反なし ×：不適合または違反あり

環境管理計画 2030（日常業務編）に係る環境経営目標

（旧環境管理計画（エコアクション 21）において、管理していた 10 項目うち 3 項目を引き続き環境経営の目標とする。）

項目		環境経営目標			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
(1) 購入電力量の削減	目標値以下(kWh)	3,789,169	3,760,762	3,026,912	3,025,369
(2) 化石燃料使用量(二酸化炭素排出量)の削減	目標値以下(t-CO ₂)	11,286	11,286	9,665	9,665
(3) 一般廃棄物排出量(再生できないごみ)の削減	目標値以下(kg)	3,625	3,610	3,354	3,207
(4) 紙の使用量の削減	目標値以下(枚)	630,368	630,368	618,802	684,116
(5) 水使用量の削減	目標値以上(取組項目数)	2 個	2 個	2 個	2 個
(6) グリーン購入の推進	目標値以上(%)	99	99	99	99
(7) 廃棄物受入基準遵守の徹底	確実な抜取検査の実施	受入検査マニュアルに基づき抜取検査を確実に実施 (上段：ダスト・汚染物類, 下段：重金属等)			
		100 検体	96 検体	97 検体	89 検体
		488 検体	488 検体	461 検体	462 検体
(8) 受入廃棄物の飛散防止	目標値以下(敷地境界における浮遊粉じん濃度)	1.5mg/m ³	1.5mg/m ³	1.5mg/m ³	1.5mg/m ³
(9) 最終処分場放流水水質	目標値以下	管理濃度以下	管理濃度以下	管理濃度以下	管理濃度以下

項目		環境経営目標			
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(1) 購入電力量の削減	目標値 ^{※1} 以下(kWh)	3,025,369	3,025,369	3,025,369	2,293,000
(2) 化石燃料使用量(二酸化炭素排出量)の削減	目標値 ^{※2} 以下(t-CO ₂)	9,665	9,665	9,665	—
(3) 一般廃棄物排出量(再生できないごみ)の削減	目標値以下(kg)	3,207	3,207	3,207	2,770
(4) 紙の使用量の削減	目標値 ^{※3} 以下(枚)	684,116	684,116	684,116	577,000
(5) 水使用量の削減	目標値 ^{※4} 以上(取組項目数)	2 個	2 個	2 個	—
(6) グリーン購入の推進	目標値 ^{※5} 以上(%)	99	99	99	—
(7) 廃棄物受入基準遵守の徹底	確実な抜取検査の実施 ^{※6}	受入検査マニュアルに基づき抜取検査を確実に実施 (上段：ダスト・汚染物類, 下段：重金属等)			
		91 検体	100 検体	100 検体	—
		423 検体	398 検体	398 検体	—
(8) 受入廃棄物の飛散防止	目標値以下(敷地境界における浮遊粉じん濃度)	1.5mg/m ³	1.5mg/m ³	1.5mg/m ³	—
(9) 最終処分場放流水水質	目標値以下	管理濃度以下	管理濃度以下	管理濃度以下	—

資料編

■ 取組項目の整理の内容

(令和5年度からは環境管理計画 2030【日常業務編】における取組項目に集約して実施)

EA21(前環境管理計画) における取組項目	整理の内容	環境管理計画 2030 【日常業務編】 における取組項目
① 電気使用量の削減	今後より強力に推進していく必要があることから、引き続き日常業務編の取組項目とする。	○
② 化石燃料使用量の削減	今後より強力に推進していく必要あるが、船舶・重機・ダンプ等の燃料使用量であり、執務室での職員の日常業務における取組ではないため除外する。	— (計画本編に記載)
③ 廃棄物排出量の削減	今後より強力に推進していく必要があることから、引き続き日常業務編の取組項目とする。	○
④ 紙の使用量(コピー枚数)の削減		○
⑤ 水の使用量の削減	取組の浸透により今後とも十分に目標が達成できると考えられるため取組項目から除外する。	—
⑥ グリーン購入の推進		
⑦ 受入基準の遵守の徹底 (ダイオキシン類抜取検査数)	引き続き取組を推進していく必要があるが、基地ストックヤードでの取組であり、執務室での職員の日常業務における取組ではないことから除外する。	— (計画本編に記載)
⑧ 受入基準の遵守の徹底 (重金属等抜取検査数)		
⑨ 受入廃棄物等の飛散防止 (浮遊粉じん濃度)	引き続き取組を推進していく必要があるが、処分場・基地ストックヤードでの取組であり、執務室での職員の日常業務における取組ではないことから除外する。	— (計画本編に記載)
⑩ 埋立処分場の排水処理 施設の適正管理	引き続き取組を推進していく必要があるが、処分場での取組であり、執務室での職員の日常業務における取組ではないことから除外する。	— (計画本編に記載)

■ 各取組項目の具体的内容

取組項目	主な活動項目（行動指針）
電気使用量の削減	● 照明の使用に伴う電気使用量の削減 ① 昼休み時間は消灯する。 ② 会議室、更衣室、トイレ、給湯室等の照明について、使用していない時は消灯する。 ③ 業務を効率化し残業時間の削減に努め、やむを得ず残業する際は必要な場所のみ点灯する。 ④ 執務室、通路部分、窓側は必要な照度が確保されることを条件に、可能な部分を間引き消灯する。 ⑤ 照明器具のLED化を推進する。 ● 電化製品（パソコン、コピー機等のOA機器）の使用に伴う電気使用量の削減 ⑥ パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する。 ⑦ コピー機は省エネモードに設定し、昼休み時には主電源を切る。 (ただし、FAX・コピー複合機は常時電源ON) ⑧ エコタップ等を使用して待機電力を削減する。 ⑨ 電化製品の更新時は省エネタイプの機種にする。 ● 空調の使用等に伴う電気使用量の削減 ⑩ 冷暖房時は、室温又は設定温度を適切な温度（冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下）にする。 ⑪ 会議室、更衣室等の空調について、使用していない時は電源を切る。 ⑫ 夏のエコスタイル期間は、ノーネクタイ、ノー上着など軽装に努める。 ⑬ 夏季はブラインドを利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。 ⑭ 冬季はウォームビズ等1枚重ね着などを進める。 ⑮ エアコンの更新時は省エネタイプの機種にする。
廃棄物排出量の削減	● 発生抑制(リデュース)による廃棄物排出量の削減 ① 使い捨てプラスチックの使用を控える（マイバックの使用、マイボトルの持参等）。 ② パンフレット等の印刷物の作成は必要最低部数とする。 ③ 物品等は必要最低量を計画的に購入する。定例的・軽易な起案については、余白処理を徹底する。 ④ 物品購入の際、包装は簡素なものを選び、不要な包装等は納入業者に引取らせる。 ⑤ 物品・備品は耐用年数を考慮し、修繕等を加えながら長く大切に使用する。 ● 再使用(リユース)による廃棄物排出量の削減 ⑥ ファイル類は再使用に努める。 ⑦ ポスター、カレンダー等の裏面によるメモ用紙等への活用を努める。 ⑧ 詰め替え可能な洗剤・文具等、使い切りでないものを購入する。 ● 再生利用(リサイクル)による廃棄物排出量の削減 ⑨ トナーカートリッジの回収・再生利用を促進する。 ⑩ アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別する。 ⑪ 再生できる紙類はごみにせず、「コピー紙」、「一般紙」、「新聞紙」、「雑誌・本類」、「段ボール」、「シュレッター」に分別する。特に雑がみ（チラシ、包装紙等）について、「一般紙」としての分別を徹底する。 ⑫ 再生可能資源が誤って廃棄物として処分されることを防止する（ごみ箱を執務室や課に一つにする、ごみ箱に不適物を明示する等） ● その他 ⑬ グリーン購入を通じて、再生可能資源を利用した製品の購入に努める。
コピー用紙使用量の削減	● 電子化の推進によるコピー用紙使用量の削減（ペーパーレス） ① 会議資料等については、原則として紙への出力は行わず、パソコン、大型モニター等を活用する。 ② 打ち合わせの際、電子メールやWeb（オンライン会議）を積極的に活用し、資料については電子データにより共有する。 ● 出力時等のコピー用紙使用量の削減 ③ プリンターの出力確認機能を活用し、不要な出力を減らす。 ④ 積極的に裏紙を利用する。 ⑤ 原則として両面印刷にする。 ⑥ 積極的に2アップ印刷・4アップ印刷にする。 ⑦ 定例的・軽易な起案については、余白処理を徹底する。 ⑧ 紙による個人の資料保管を減らす。

■ エコアクション 21 に係る代表者による全体の評価と見直し・指示

令和 4 年度における当センターのエコアクション 21 全体の取組状況について、代表者による全体の評価と見直しを行った結果は、次のとおりです。

■ 報告内容

環境経営方針・目標の達成状況	令和 4 年度は、センター全体及び 3 部門全てにおいて、検体採取数の項目を除き、年間の目標を達成しており、取組は良好でした。 令和 5 年度からは、新たに環境管理計画 2030 に掲げる中長期目標の継続的な達成に向けて取り組むことに加え、令和 4 年度実績値を少しでも下回るよう取り組むこととします。
環境経営計画の実施及び運用結果	旧環境経営計画(エコアクション 21)に記載されている取組項目については、資料の個人配布、職員研修等により職員に周知し、取組を継続していたところ。また、内部監査や職員研修の実施により、職員の意識レベルの向上、自主管理体制の強化を図りました。 新たに作成した環境経営計画 2030 に記載されている取組項目の周知徹底に努めるとともに、定期的な取組状況の報告等適切な進行管理を行い、職員全員が一丸となった取組を進めることとします。
環境関連法規制等の遵守状況	法令遵守状況のチェックの結果、地球温暖化対策推進法で求められている報告の漏れが判明しました。管轄庁へ報告し、指導に従って是正しました。 今後、このようなことがないよう、法令遵守を徹底を再認識するとともに、法令改正等の動向の把握に努めます。
外部からの環境に関する苦情	外部からの苦情はありませんでした。引き続き、法令遵守の徹底を図るとともに、周辺環境の保全に万全を期することとします。
前回指示事項へのフォローアップ	四半期毎の目標達成状況について、環境推進リーダー会議（常務連絡会）で報告し共有化を図ったほか、取組の課題等について研修を通じて周知を行うことで、職員全員の取組の推進を図りました。

■ 代表者指示事項

今回指示事項	環境管理計画 2030 への移行 エコアクション 21 の取組として、15 年間で蓄積したノウハウを活かし、今年度新たに策定した環境管理計画 2030 に取り組む。 その中で、「2050 年カーボンニュートラル」への挑戦に向けた取組を中心としたメリハリのある内容に見直しており、更なる環境負荷の低減を図ること。 今後も環境経営の意識向上と継続的なシステムの改善を図り、職員全員が省エネ等の環境活動に取り組んでいくこと。
--------	---

■ 各事業所の環境負荷関連データ

□ 資源・エネルギーなどの消費及び排出状況

■ 本社

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	74,378	75,693	68,715	63,003	60,908
	ガス	m ³					
	ガソリン	L					
	軽油	L					
	OA 用紙	枚	384,212	399,160	331,559	299,127	252,599
排出	上水	m ³					
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	331	456	399	383	453
	二酸化炭素※	t-CO ₂	38	39	35	22	19

■ 大阪建設事務所

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	24,230	22,297	27,420	26,117	24,672
	ガス	m ³					
	ガソリン	L	941	978	1,034	1,279	1,241
	軽油	L					
	OA 用紙	枚	45,669	47,942	62,043	55,032	64,697
排出	上水	m ³	257	277	247	247	262
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	203	192	243	273	233
	二酸化炭素※	t-CO ₂	15	14	16	12	11

■ 兵庫建設事務所 (神戸事業所を含む)

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	193,261	197,495	174,827	169,097	185,254
	ガス	m ³					
	ガソリン	L	606	361	334	331	333
	軽油	L	8,079	7,497	5,611	5,018	4,887
	OA 用紙	枚	71,852	82,539	84,799	69,304	61,391
排出	上水	m ³	1,329	1,326	1,602	1,539	1,153
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	229	226	225	157	173
	二酸化炭素※	t-CO ₂	121	121	104	18	46

■ 大阪事務所 (大阪基地)

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	302,655	373,467	400,402	439,940	450,174
	ガス	m ³	1,432	1,422	1,483	1,520	1,551
	ガソリン	L					
	軽油	L	18,432	18,834	20,762	29,568	38,877
	OA 用紙	枚	14,384	12,465	14,687	16,600	13,985
排出	上水	m ³	2,497	2,395	2,483	2,502	2,339
	工業用水	m ³	2,920	3,791	4,065	4,048	4,999
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	439	385	470	491	498
	二酸化炭素※	t-CO ₂	211	248	267	98	190

■ 堺事務所 (堺基地)

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	416,020	416,845	416,651	380,585	353,694
	ガス	m ³	853	707	716	711	643
	ガソリン	L	264	388	317		
	軽油	L	29,732	27,028	25,815	30,710	34,916
	OA 用紙	枚	17,449	16,820	16,707	15,962	16,958
排出	上水	m ³	4,200	4,334	4,297	7,515	3,706
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	451	343	362	313	301
	二酸化炭素※	t-CO ₂	295	288	284	94	157

■ 泉大津事務所 (泉大津基地)

	項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	97,159	124,537	104,020	81,943	93,353
	ガス	m ³	554	519	498	78	28
	ガソリン	L	5,515	6,382	6,484	3,022	2,875
	軽油	L					
	OA 用紙	枚	38,042	51,701	45,600	26,625	29,730
排出	上水	m ³	4,277	3,105	2,320	1,107	1,191
	廃棄物 (非再資源化物)	kg	347	327	290	263	231
	二酸化炭素※	t-CO ₂	66	82	71	10	23

資料編

■ 和歌山事務所（和歌山基地）

項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費						
電気	kWh	132,114	130,023	130,569	122,912	123,044
ガス	m ³	25	27	21	19	17
ガソリン	L	68	59	64	101	63
軽油	L	24,837	21,181	22,848	23,967	23,847
OA 用紙	枚	8,918	8,821	7,977	8,044	9,409
上水	m ³	2,035	1,470	1,139	1,236	1,384
排出						
廃棄物（非再資源化物）	kg	607	608	612	530	423
二酸化炭素※	t-CO ₂	132	121	126	66	84

■ 姫路事務所（姫路基地）

項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費						
電気	kWh	88,330	82,146	75,474	73,586	76,671
ガス	m ³	9	11	20	17	8
ガソリン	L					
軽油	L	4,602	4,545	4,316	4,033	4,489
OA 用紙	枚	3,505	4,796	4,560	4,862	9,668
上水	m ³	876	745	875	801	912
排出						
廃棄物（非再資源化物）	kg	51	60	41	45	35
二酸化炭素※	t-CO ₂	57	54	50	13	25

■ 播磨事務所（播磨基地）

項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費						
電気	kWh	84,782	74,136	77,591	75,592	80,973
ガス	m ³	5	2			
ガソリン	L					
軽油	L	5,671	5,291	4,473	5,921	4,834
OA 用紙	枚	6,559	6,645	6,993	7,051	6,747
上水	m ³	1,784	1,606	1,483	1,540	1,697
排出						
廃棄物（非再資源化物）	kg	127	116	89	99	96
二酸化炭素※	t-CO ₂	58	51	51	17	27

■ 尼崎事務所（尼崎基地）

項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費						
電気	kWh	157,147	151,103	158,730	167,316	167,564
ガス	m ³	27	29	20	6	7
ガソリン	L	185	112	452	455	493
軽油	L	12,758	12,554	14,672	14,649	13,755
OA 用紙	枚	4,744	4,186	4,095	4,986	6,554
上水	m ³	1,537	1,918	1,923	1,111	1,010
排出						
廃棄物（非再資源化物）	kg	464	128	57	45	26
二酸化炭素※	t-CO ₂	114	110	120	44	66

■ 津名事務所（津名基地）

項目	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費						
電気	kWh	28,598	27,248	27,944	27,024	25,183
ガス	m ³					
ガソリン	L					
軽油	L	1,013	793	1,196	1,097	1,107
OA 用紙	枚	3,992	3,050	2,600	2,751	2,670
上水	m ³	260	325	294	212	214
排出						
廃棄物（非再資源化物）	kg	55	59	37	37	23
二酸化炭素※	t-CO ₂	17	16	17	4	7

■ 尼崎沖埋立処分場

項目		単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	559,705	535,910	381,940	383,996	371,043
	ガス	m ³					
	ガソリン	L					
	軽油	L	17,859	24,665	24,334	2,488	
	OA 用紙	枚	133	136	236	36	
	上水	m ³	4,710	5,443	3,886	1,241	924
	重油	L					
排出	廃棄物（非資源物）	kg					
	水処理施設排水量	m ³					
	二酸化炭素※	t-CO ₂	331	337	257	17	66

■ 泉大津沖埋立処分場

項目		単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh	398,120	143,503	246,123	221,226	225,159
	ガス	m ³					
	ガソリン	L					
	軽油	L	240,190	224,835	198,543	160,219	131,396
	OA 用紙	枚					
	上水	m ³					
	重油	L					
排出	廃棄物（非資源物）	kg					
	水処理施設排水量	m ³					
	二酸化炭素※	t-CO ₂	824	655	639	420	380

■ 神戸沖埋立処分場

項目		単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh					
	ガス	m ³					
	ガソリン	L					
	軽油	L	187,900	248,700	223,800	244,400	262,200
	OA 用紙	枚					
	上水	m ³					
	重油	L	418,800	429,900	454,200	447,300	445,500
排出	廃棄物（非資源物）	kg					
	水処理施設排水量	m ³					
	二酸化炭素※	t-CO ₂	1,621	1,808	1,810	1,844	1,885

■ 大阪沖埋立処分場

項目		単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
消費	電気	kWh					
	ガス	m ³					
	ガソリン	L					
	軽油	L	447,955	368,530	273,090	325,700	365,008
	OA 用紙	枚					
	上水	m ³					
	重油	L	426,182	419,206	406,363	440,803	383,742
排出	廃棄物（非資源物）	kg					
	水処理施設排水量	m ³					
	二酸化炭素※	t-CO ₂	2,313	2,089	1,807	2,037	1,984

■ 船舶輸送（重油）

所属事務所	単位	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
大阪建設事務所管内	L	907,250	1,003,580	971,806	1,043,256	1,061,364
兵庫建設事務所管内	L	619,200	508,152	451,658	454,964	508,853
小計	L	1,526,450	1,511,732	1,423,464	1,498,220	1,570,217
二酸化炭素※	t-CO ₂	4,136	4,096	3,857	4,060	4,255

■ エネルギー別二酸化炭素排出量（令和 4 年度）

種別	単位	使用量	エネルギー投入量 (GJ)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
電気	kWh	2,238,052	21,226	408
ガス	m ³	2,253	250	15
ガソリン	L	5,004	173	12
軽油	L	885,316	33,376	2,290
重油	L	2,399,459	93,819	6,502
合計			148,844	9,225

※端数処理のため、内訳と合計は一致しない場合がある。

※電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数：H30～R2 年度 0.509 kg-CO₂/kWh、R3 年度 0.000027 kg-CO₂/kWh、0.000351 kg-CO₂/kWh、R4 年度 0.000177 kg-CO₂/kWh、0.000311 kg-CO₂/kWh

■ 廃棄物埋立処分量実績

■ 尼崎沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
一般廃棄物	21	141	199	268	268	271	243	311	314	296	292	300
上下水汚泥	4	71	82	88	80	68	79	61	55	42	47	40
民間産廃	14	98	149	146	114	507	1,423	562	385	197	142	137
陸上残土	542	1,043	884	758	759	591	899	872	871	311	234	107
浚渫土砂	1,441	262	267	253	1,052	388	438	544	207	134	216	219
合 計	2,022	1,615	1,581	1,513	2,273	1,825	3,082	2,350	1,832	980	931	803
管理型区画	25	494	605	644	509	486	661	759	737	547	517	483
安定型区画	1,997	1,121	976	869	1,764	1,339	2,421	1,591	1,095	433	411	319

廃棄物の種類	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
一般廃棄物	276											
上下水汚泥	31											
民間産廃	115											
陸上残土	203	514	550	711	560	646	521	501	324	320	399	278
浚渫土砂	96	98	110	153	262	83	113	41	138	79	137	80
合 計	721	613	660	863	822	729	634	542	462	399	536	358
管理型区画	434	86	66	59	6	8	9	11		129	316	1
安定型区画	287	527	595	804	815	721	626	531	462	270	220	357

廃棄物の種類	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	累計
一般廃棄物										3,201
上下水汚泥										749
民間産廃										3,988
陸上残土	191	167	278	167	223	162	231	268	33	15,116
浚渫土砂	113	17	55	115	6	47	22	58	18	7,262
合 計	304	185	332	282	229	209	253	326	52	30,315
管理型区画	1		99				5			7,698
安定型区画	303	185	233	282	229	209	247	326	52	22,617

※令和 3 年度をもって受入終了している。

■ 泉大津沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
一般廃棄物	4	367	565	573	620	634	632	632	618	630	617	4
上下水汚泥		25	90	148	166	166	158	161	153	133	131	
民間産廃		229	521	981	2,003	1,179	1,106	637	551	450	400	18
陸上残土	44	422	873	2,408	1,909	1,817	1,782	995	1,484	1,021	964	702
浚渫土砂	1	375	159	348	1,489	2,149	421	204	363	548	289	286
合 計	49	1,418	2,208	4,458	6,187	5,945	4,099	2,629	3,169	2,782	2,401	1,009
管理型区画	46	569	1,038	1,389	1,983	1,841	2,278	1,797	1,542	1,316	1,254	164
安定型区画	3	849	1,171	3,068	4,204	4,104	1,821	832	1,627	1,466	1,148	845

廃棄物の種類	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
一般廃棄物	5	9	4									
上下水汚泥												
民間産廃	19	189	186	297	212	197	140	112	94	76	65	65
陸上残土	539	453	618	822	922	762	742	531	351	301	418	144
浚渫土砂	285	286	382	135	351	553	259	322	140	290	262	179
合 計	848	937	1,190	1,255	1,485	1,512	1,140	965	584	668	745	388
管理型区画	58	9	7	481	210	219	178	100				
安定型区画	790	928	1,182	774	1,276	1,293	962	865	584	668	745	388

廃棄物の種類	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	累計
一般廃棄物									5,914
上下水汚泥									1,330
民間産廃	67	68	55	63	85	62			10,127
陸上残土	107	135	358	307	444	297	237	255	23,165
浚渫土砂	179	214	117	107	199	198			11,089
合 計	353	417	530	477	728	557			51,370
管理型区画						2			16,480
安定型区画	353	417	530	477	728	556	237	255	35,145

■神戸沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
一般廃棄物	46	968	975	936	916	810	765	682	517	254	255	247
上下水汚泥	3	140	142	129	105	114	109	117	83	42	33	35
民間産廃	12	505	475	608	746	1,005	1,192	1,066	559	279	195	210
陸上残土		42	93	31	117	183	158	226	105	52	4	1
浚渫土砂												
合 計	61	1,655	1,684	1,704	1,884	2,112	2,225	2,091	1,264	628	488	493

廃棄物の種類	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	累計
一般廃棄物	238	231	224	208	199	99	157	204	208	208	9,346
上下水汚泥	38	37	35	33	34	14	26	35	28	29	1,363
民間産廃	173	124	83	170	130	83	79	62	63	83	7,903
陸上残土	2	10	1	16	20	8	13	10	5	6	1,102
浚渫土砂											
合 計	451	402	343	427	383	203	275	311	304	326	19,714

※すべて管理型区画である。

■大阪沖埋立処分場（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
一般廃棄物	130	353	352	350	328	314	299	291	289	392
上下水汚泥	25	72	54	54	44	46	45	37	37	59
民間産廃	159	453	328	269	260	275	261	217	203	234
陸上残土	26	75	172	30	152	50	102	43	59	62
浚渫土砂										
合 計	340	954	906	703	784	685	708	587	588	747

廃棄物の種類	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	累計
一般廃棄物	337	291	293	309	4,329
上下水汚泥	42	35	33	29	612
民間産廃	228	221	267	250	3,628
陸上残土	68	62	132	249	1,280
浚渫土砂					
合 計	675	609	726	837	9,849

※すべて管理型区画である。

■全処分場合計（単位：千 t）

廃棄物の種類	平成 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
一般廃棄物	21	141	203	635	833	844	863	945	946	928	910	930
上下水汚泥	4	71	82	113	170	216	245	227	213	203	200	173
民間産廃	14	98	149	375	635	1,488	3,426	1,741	1,491	834	693	587
陸上残土	542	1,043	928	1,180	1,632	2,999	2,808	2,689	2,653	1,306	1,718	1,128
浚渫土砂	1,441	262	268	628	1,211	736	1,927	2,693	628	338	579	767
合 計	2,022	1,615	1,630	2,931	4,481	6,283	9,269	8,295	5,931	3,609	4,100	3,584
管理型区画	25	494	651	1,213	1,547	1,875	2,644	2,600	3,015	2,344	2,059	1,799
安定型区画	1,997	1,121	979	1,718	2,935	4,407	6,625	5,695	2,916	1,265	2,038	1,785

廃棄物の種類	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
一般廃棄物	939	972	980	945	919	810	765	682	647	607	607	597
上下水汚泥	165	140	142	129	105	114	109	117	108	115	87	89
民間産廃	527	523	494	797	932	1,302	1,405	1,263	858	845	617	556
陸上残土	1,167	1,258	1,182	1,195	1,294	1,652	1,601	1,489	1,197	979	926	610
浚渫土砂	385	384	395	438	644	218	464	594	397	401	276	371
合 計	3,183	3,277	3,192	3,504	3,895	4,096	4,344	4,145	3,207	2,947	2,514	2,222
管理型区画	1,748	1,905	1,808	1,772	1,897	2,601	2,443	2,321	1,782	1,811	1,710	1,197
安定型区画	1,435	1,372	1,384	1,732	1,997	1,495	1,901	1,823	1,424	1,135	805	1,025

廃棄物の種類	平成 25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	累計
一般廃棄物	566	545	523	499	489	491	494	495	501	517	22,789
上下水汚泥	82	84	80	70	71	73	68	70	61	58	4,053
民間産廃	499	463	411	455	333	380	393	345	331	333	25,646
陸上残土	763	371	488	361	660	538	755	638	407	510	40,663
浚渫土砂	374	196	234	329	124	154	220	256	18		18,351
合 計	2,284	1,659	1,736	1,714	1,731	1,636	1,930	1,804	1,319	1,418	111,503
管理型区画	1,236	1,087	1,150	1,014	971	951	955	922	1,030	1,163	53,741
安定型区画	1,048	572	587	700	760	685	975	882	289	255	57,762

※端数処理のため、内訳と合計は一致しない場合がある。

■ 排水処理施設放流水水質

■ 尼崎沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	—	検出されないこと	6回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	6回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.03 以下	6回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	6回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	6回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.5 以下	6回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	6回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	6回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	2回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	2回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下	2回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	2回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	2回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下	2回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	2回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4 以下	2回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3 以下	2回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	2回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	2回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	2回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下	2回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	2回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	2回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	6回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10 以下	4回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	0.5	1.9	1.0	230 以下	4回/年
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	5.1	7.7	6.8	200 以下	4回/年
水素イオン濃度（水素指数）	—	6.9	8.0	7.3	5.0～9.0	1回/週
化学的酸素要求量	mg/L	7.4	28	14	90 以下	1回/週
浮遊物質量	mg/L	2	10	5	60 以下	1回/週
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	4回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	4回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	0.01	0.01	5 以下	4回/年
銅含有量	mg/L	<0.01	0.20	0.06	3 以下	4回/年
亜鉛含有量	mg/L	<0.01	0.02	0.02	2 以下	4回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	0.20	0.30	0.24	10 以下	4回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.11	0.44	0.23	10 以下	4回/年
クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	2 以下	4回/年
大腸菌群数	個/cm ³	<10	<10	<10	3000 以下	4回/年
窒素含有量	mg/L	12	30	21	120（日間平均 60）以下	1回/週
炭含有量	mg/L	0.01	0.05	0.03	16（日間平均 8）以下	4回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.000048	0.0033	0.00064	10 以下	6回/年

※ 定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

■ 泉大津沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	—	検出されないこと	4 回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	4 回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	4 回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	4 回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	4 回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	4 回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	4 回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	4 回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	4 回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4 回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下	4 回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	4 回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	4 回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下	4 回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	4 回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4 以下	4 回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3 以下	4 回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	4 回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	4 回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	4 回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下	4 回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.2 以下	4 回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	4 回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10 以下	4 回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	1.0	1.6	1.4	230 以下	4 回/年
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	6.9	7.9	7.6	200 以下	4 回/年
水素イオン濃度（水素指数）	—	7.7	8.4	7.9	5.0～9.0	1 回/月
化学的酸素要求量	mg/L	14	21	17	90 以下	1 回/月
浮遊物質量	mg/L	<1	5	2	60 以下	1 回/週
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5 以下	4 回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30 以下	4 回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	0.08	0.03	5 以下	4 回/年
銅含有量	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	4 回/年
亜鉛含有量	mg/L	<0.005	0.016	0.009	2 以下	4 回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	10 以下	4 回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.08	0.18	0.09	10 以下	4 回/年
クロム含有量	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	2 以下	4 回/年
大腸菌群数	個/cm ³	<1	300	120	3000 以下	4 回/年
窒素含有量	mg/L	11	29	19	120（日間平均 60）以下	1 回/月
燐含有量	mg/L	0.035	0.051	0.044	16（日間平均 8）以下	4 回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.0021	0.010	0.0043	10 以下	4 回/年

※ 定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

資料編

■ 神戸沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	—	—	—	検出されないこと	4 回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	4 回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下	4 回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
有機燐化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	4 回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.5 以下	4 回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	4 回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	4 回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.1 以下	4 回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	4 回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	4 回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04 以下	4 回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	4 回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.4 以下	4 回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3 以下	4 回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	4 回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下	4 回/年
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下	4 回/年
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03 以下	4 回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	4 回/年
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	4 回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.007	0.007	10 以下	4 回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	1.5	1.6	1.5	230 以下	4 回/年
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	8.6	13	11	200 以下	4 回/年
水素イオン濃度（水素指数）	—	6.7	7.5	6.9	5.0～9.0	1 回/週
化学的酸素要求量	mg/L	18	24	21	90 以下	1 回/週
浮遊物質量	mg/L	2	5	3	60 以下	1 回/週
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5 以下	4 回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30 以下	4 回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	5 以下	4 回/年
銅含有量	mg/L	<0.001	0.003	0.003	3 以下	4 回/年
亜鉛含有量	mg/L	0.02	0.03	0.03	2 以下	4 回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	0.23	0.12	10 以下	4 回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	3.5	5.5	4.5	10 以下	1 回/週
クロム含有量	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	2 以下	4 回/年
大腸菌群数	個/cm ³	<10	<10	<10	3000 以下	4 回/年
窒素含有量	mg/L	21	37	27	120（日間平均 60）以下	1 回/月
燐含有量	mg/L	0.023	0.036	0.030	16（日間平均 8）以下	4 回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.000051	0.0014	0.00052	10 以下	4 回/年

※ 定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

■大阪沖埋立処分場

項目	単位	最小値	最大値	平均値※	排水基準	測定頻度
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	4回/年
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	4回/年
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	4回/年
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	4回/年
有機磷化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	1 以下	4回/年
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	4回/年
砒素及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	4回/年
シアン化合物	mg/L	<0.025	0.040	0.031	1 以下	4回/年
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	4回/年
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4回/年
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4回/年
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.2 以下	4回/年
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	4回/年
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.04 以下	4回/年
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下	4回/年
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.4 以下	4回/年
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	3 以下	4回/年
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.06 以下	4回/年
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	4回/年
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	4回/年
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	4回/年
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	4回/年
ベンゼン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	4回/年
セレン及びその化合物	mg/L	<0.005	0.006	0.005	0.1 以下	4回/年
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	10 以下	4回/年
ほう素及びその化合物	mg/L	8.5	9.8	9.2	230 以下	4回/年
アモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	5.2	8.2	6.4	200 以下	4回/年
水素イオン濃度（水素指数）	-	7.1	7.5	7.3	5.0～9.0	1回/月
化学的酸素要求量	mg/L	21	25	23	90 以下	1回/月
浮遊物質量	mg/L	<1	4	1	60 以下	1回/週
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	5 以下	4回/年
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	30 以下	4回/年
フェノール類含有量	mg/L	<0.025	0.028	0.026	5 以下	4回/年
銅含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	3 以下	4回/年
亜鉛含有量	mg/L	0.03	0.19	0.08	2 以下	4回/年
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.02	0.04	0.03	10 以下	4回/年
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.11	0.45	0.23	10 以下	4回/年
クロム含有量	mg/L	0.07	0.16	0.10	2 以下	4回/年
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	3000 以下	4回/年
窒素含有量	mg/L	15	25	20	120（日間平均 60）以下	1回/月
炭含有量	mg/L	0.02	0.05	0.03	16（日間平均 8）以下	4回/年
ダイオキシン類	pg-TEQ	0.0033	2.8	0.74	10 以下	4回/年

※ 定量限界値未満の数値については、定量限界値の数値として取扱い、平均値を計算した。

■ PRTR に係る排出物質 経年変化一覧表

■ 尼崎沖埋立処分場

物質名	単位	物質量				
		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
銅	(kg/年)	0.0	0.0	0.8	0.0	20
亜鉛		2.7	8.7	7.9	9.2	4.5
総クロム		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		190	230	200	340	300
ほう素		120	380	320	340	350
溶解性マンガン	(mg-TEQ/年)	77	75	51	95	83
ダイオキシン類		0.00085	0.000039	0.00090	0.00028	0.00032
排水量	m ³	365,191	314,945	317,370	366,059	359,275

■ 泉大津沖埋立処分場

物質名	単位	物質量				
		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
砒素	(kg/年)	0.0	1.0	0.0	0.8	0.0
セレン		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,4-ジオキサン		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
銅		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
亜鉛		4.2	12	4.0	25	3.5
総クロム	(mg-TEQ/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		620	750	680	890	610
ほう素		580	380	680	790	620
溶解性マンガン		69	35	71	59	38
ダイオキシン類		0.00020	0.00026	0.00060	0.0012	0.0019
排水量	m ³	546,691	668,289	645,024	623,468	452,785

■ 神戸沖埋立処分場

物質名	単位	物質量				
		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
鉛	(kg/年)	0.51	0.0	0.0	0.0	0.4
砒素		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,4-ジオキサン		0.0	0.0	0.0	1.1	1.4
銅		0.0	0.0	0.6	0.0	0.6
亜鉛		10	13	11	12	9.8
総クロム	(mg-TEQ/年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ふっ素		1,400	1,400	1,100	1,100	740
ほう素		720	1,700	1,500	1,200	900
溶解性マンガン		1,300	840	1,500	2,600	2,700
ダイオキシン類		0.00013	0.000041	0.0016	0.0015	0.00031
排水量	m ³	1,028,555	752,030	820,201	887,527	585,212

■ 大阪沖埋立処分場

物質名	単位	物質量				
		平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
全シアン	(kg/年)	0.0	0.0	9.2	14	14
鉛		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
砒素		4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
セレン		3.3	1.4	0.0	5.1	1.1
銅		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
亜鉛	(kg/年)	54	21	34	51	58
総クロム		0.0	0.0	0.0	43	74
ふっ素		9,400	4,000	1,500	4,200	2,600
ほう素		16,000	7,600	3,300	10,000	6,600
溶解性マンガン		410	220	150	150	170
ダイオキシン類	(mg-TEQ/年)	0.11	0.0012	0.00025	0.010	0.54
排水量	m ³	1,203,099	821,105	313,402	1,021,345	724,554

■ 地域活動団体、研究への助成事業実績

環境保全市民活動等に係る助成一覧（令和4年度）

No.	団体名（敬称略）	所在地	活動内容
1	忠岡レインボーエコクラブ	大阪府 忠岡町	忠岡レインボーエコクラブ（ごみ減量等啓発活動）
2	なにわエコ会議	大阪府 大阪市	環境ふれあいひろば（ごみ減量等啓発イベント）
3	住吉川清流の会	兵庫県 神戸市	住吉川探検隊、絵画コンクール（水域環境保全啓発イベント）
4	特定非営利活動法人 とよなか市民環境会議アジェンダ 21	大阪府 豊中市	とよなか市民環境展 2022 における子どもへの環境教育 （ごみ減量・水域環境保全啓発イベント）
5	「私の水辺」推進協議会	大阪府 大阪市	「私の水辺」推進協議会（水域環境保全啓発イベント）
6	大和川市民ネットワーク	大阪府 堺市	「わたしたちの大和川」研究会（水環境保全啓発イベント）

大阪湾圏域の海域環境再生・創造に関する研究助成一覧（令和4年度）

No.	研究テーマ	所属	氏名（敬称略）
1	大阪湾から発見された寄生生物が麻痺性貝毒原因プランクトンのブルーム動態へ与える影響の解明（その3）	東北大学大学院農学研究科	西谷 豪
2	高次捕食者がイカナゴ資源に及ぼすトップダウン効果の検証	広島大学大学院統合生命科学研究科	富山 毅
3	瀬戸内海・姫路沖堆積物中有機物組成の変化	香川大学農学部	中國 正寿
4	大阪湾における薬剤耐性菌・遺伝子の存在実態および海洋プラスチックを介した水平伝播ポテンシャルの検討	京都大学大学院地球環境学堂	李 文驕
5	堆積物を用いた長期の沿岸環境変化とその駆動要因の解明	兵庫県立大学自然・環境科学研究所	廣瀬 孝太郎
6	流域からの栄養塩流出変遷が大阪湾沿岸の栄養塩収支に及ぼす影響の陸域－海域統合評価	広島大学大学院先進理工系科学研究科	齋藤 光代

■ 廃棄物受入基準

受入基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受け入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したものの、不燃性の廃棄物は破碎等したものとす。以下に受入廃棄物のすべてを対象とする共通基準、個別基準及び判定基準について示す。

1 共通基準

- 次に掲げる事項に該当する廃棄物は、受け入れない。
- (1) 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物
 - (2) 次のいずれかのもの及びそれらが付着し又は封入されているもの
 - ア 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物及び劇物

- イ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 に規定する農薬
- ウ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条に規定する危険物
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ等液体のもの
- (4) 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体等腐敗するもの
- (5) ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生のおそれのあるもの
- (6) 水面において著しく油膜を形成するもの
- (7) 有機性の汚濁の原因となる物質が混入し又は付着しているもの
- (8) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
- (9) 著しく飛散又は浮遊するもの
- (10) 著しく悪臭を発するもの
- (11) その他、法令に基づき水面埋立処分を禁止されたものの並びに広域処理場及びその周辺の環境を著しく悪化させ又は広域処理場における作業を著しく阻害するおそれがあると判断されるもの

2 個別基準

排出時の廃棄物の種類	受入基準	受入廃棄物の種類
1 一般廃棄物	①可燃ごみ ○焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじんを処分するために処理したもの（以下「ばいじん処理物」という。）にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○焼却灰 ○ばいじん処理物
	②不燃・粗大ごみ ○最大径がおおむね 30cm 以下に破碎等されたものであって、中空のものを除く。 ○破碎後の可燃物については、焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじん処理物にあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○不燃ごみ ○焼却灰 ○ばいじん処理物
	③し尿処理汚泥 ○焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準のうちダイオキシン類の基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、ばいじん処理物に係る判定基準を満足するもの。	○し尿処理の焼却灰 ○ばいじん処理物
	④上水汚泥 ○含水率が 85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○上水汚泥
2 産業廃棄物	⑤下水汚泥 ○焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○下水汚泥の焼却灰 ○下水汚泥のばいじん
	⑥燃え殻 ○熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○含水率 85%以下に脱水されたものであって、判定基準を満足するもの。	○燃え殻 ○汚泥 A ○汚泥 B ○燃え殻 ○ばいじん
	⑦汚泥（④と⑤を除く） ○有機性汚泥は、焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○ばいじん
	⑧鋳さい ○最大径がおおむね 30cm 以下であって、判定基準を満足するもの。	○鋳さい
	⑨ばいじん ○乾式集じんダストは、加湿等飛散防止の措置を講じたものであって、判定基準を満足するもの。 ○湿式集じんダストは、含水率 85%以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○ばいじん
	⑩廃プラスチック類・ゴムくず ○最大径がおおむね 15cm 以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。 ○焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。 ○ばいじんにあっては、⑥ばいじんの受入基準を満足するもの。	○廃プラスチック類・ゴムくず ○燃え殻 ○ばいじん
	⑪金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず ○最大径がおおむね 30cm 以下に破碎されたもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○金属くず ○ガラスくず及び陶磁器くず
	⑫がれき類 ○最大径がおおむね 30cm 以下のもの。ただし、中空のもの、有害な物質が付着し又は含有するものを除く。	○がれき類
	⑬シュレッターダスト ○減容固化のうえ、最大径がおおむね 30cm 以下のものであって、判定基準を満足するもの。 ○不燃性のものにあっては、最大径がおおむね 30cm 以下のものであって、判定基準を満足するもの。	○シュレッターダスト
	⑭その他の産業廃棄物 ○可燃性のものにあっては、焼却施設により熱しく減量 10%以下に焼却されたものであって、判定基準を満足するもの。なお、廃油等の焼却残さにあっては、水面において油膜を形成しないもの。	○その他の産業廃棄物
	⑮陸上残土 ○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、発生時において、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。 ○水分を多量に含まず、木片、ごみ等他の廃棄物が混在しないものであって、管理を要する陸上残土に係る判定基準を満足するもの。ただし、上記陸上残土を除く。	○陸上残土 A ○管理を要する陸上残土 A ○管理を要する陸上残土 B

注 1 有害な物質とは、判定基準で定めるものをいう。

注 2 汚泥 A は中間処理された建設汚泥とし、汚泥 B は汚泥 A 以外の汚泥とする。

注 3 管理を要する陸上残土 A は、管理を要する陸上残土のうち土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）第 16 条に規定する要措置区域等内の土地の土壌とし、管理を要する陸上残土 B は、管理を要する陸上残土 A 以外の管理を要する陸上残土とする。

3 判定基準

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）別表第一で定める基準、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）別表第一（ばいじん、燃え殻等に係る判定基準及び汚泥等に係る判定基準として定められた項目に限る）で定める基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準を満足するもの。ただし、六価クロム化合物については、0.5mg/L 以下とする。

- 注 1 判定基準で引用する別表の備考は適用しない。
- 注 2 判定基準の試験方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号）に定める方法とする。
- 注 3 ダイオキシン類の基準は、ばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処分するために処理した廃棄物並びにこれらを含有し又は付着した廃棄物に適用する。
- 注 4 ダイオキシン類の基準は、平成 12 年 1 月 15 日までに設置され、又は設置の工事がされている施設から排出されるばいじん、焼却灰、その他の燃え殻及び当該施設の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥については、次に掲げる方法により処分を行う限り、適用しない。
- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
 - 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
 - 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

4 ばいじん処理物に係る判定基準

ばいじん処理物 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 5 号）で定める基準を満足するもの。

5 陸上残土に係る判定基準

陸上残土 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）別表第 4 及び別表第 5 で定める基準を満足するもの。

6 管理を要する陸上残土に係る判定基準

管理を要する陸上残土 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号、この項において以下「規則」という。）第 4 条第 3 項第 2 号口に規定する第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号）第 1 条第 12 号に掲げる水銀及びその化合物（この項において以下「水銀及びその化合物」という。）を除く。）について規則別表第 3 で定める基準及び同表で定める特定有害物質の種類について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号）別表第 1 で定める基準とともに満足するものであって、規則第 4 条第 3 項第 2 号イに規定する第一種特定有害物質、同号口に規定する第三種特定有害物質並びに水銀及びその化合物について、陸上残土に係る判定基準を満足するもの。

7 陸上残土に係る土質区分基準

区分	コーン指数	含水比（発生時）	水素イオン濃度（pH）
陸上残土 A	400kN/m ² 以上	40% 以下	5.8 以上 8.6 以下
陸上残土 B	陸上残土 A 以外のもの ※現在は受入れていない		

注 コーン指数及び含水比の試験方法は、「発生土利用基準について」（平成 18 年 8 月 10 日付け国官技第 112 号国土交通省大臣官房技術調査課長、国官総第 309 号国土交通省大臣官房公共事業調査室長、国営計第 59 号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）に掲げる土質区分判定のための調査試験方法に定める方法とする。また、pH の試験方法は、地盤工学会基準（JGS）0211 に定める方法とする。

参考 1

個別基準 に係る項目	測定方法
熱しゃく減量含水率	昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知の別紙 2 のⅡによる。
油分	有姿試料について、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）による。

参考 2 産業廃棄物に係る判定基準（「3 判定基準」）

項目	判定基準	項目	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	チウラム	0.06mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L 以下	シマジン	0.03mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

参考 3 陸上残土及び管理を要する陸上残土の判定基準

以下の判定基準を満足するもの

項 目		陸上残土		管理を要する陸上残土 大阪湾センター判定基準
		大阪湾センターの判定基準		
		土壌汚染対策法 施行規則別表第 4 溶出量基準	土壌汚染対策法 施行規則別表第 5 含有量基準	
第一種特定有害物質	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	－	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	－	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	－	0.04mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	－	0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	－	0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	－	0.01mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	－	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	－	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	－	0.01mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	－	0.01mg/L 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下	0.09mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.5mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg 以下	1mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	－	検出されないこと
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下かつ 15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.1mg/L 以下
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	15mg/L 以下
	ホウ素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	30mg/L 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	－	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	－	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	－	0.006mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	－	検出されないこと
	有機リン化合物	検出されないこと	－	検出されないこと



大阪湾広域臨海環境整備センター 環境報告書 2023

発行日：令和5年9月

発行：大阪湾広域臨海環境整備センター

〒530-0005 大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

URL：<http://www.osakawan-center.or.jp/>

問合せ先：環境課

TEL：06-6204-1725 FAX:06-6204-1728

